
令和5年度事業計画

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

基本理念 「誰もが安心して心豊かに暮らせる、元気で魅力ある地域づくりの推進
～一人ひとりの顔が見え、つながりが感じられる地域づくり～」

令和5年度事業計画の策定に当たって

◇「高知県地域福祉活動支援計画」に基づく事業の推進

令和5年度は、本会の地域福祉推進に係る中期的なビジョンである「高知県地域福祉活動支援計画（計画期間は2020－2023年度）」の最終年度に当たります。計画の達成を念頭に置きつつ、変化する地域社会の状況に応じた「地域共生社会」の実現に向けた取組を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症のまん延は、その長期化と相まって社会に大きなダメージを与え続けています。特に複雑化、複合化した生活課題を抱える地域住民に対する影響は深刻で、生活福祉資金特例貸付の返済が始まる中、生活困窮者支援や各種福祉サービスへの適切なつながりが急務となっており、各部門における縦割りの制度の壁に拘泥することなく、事案に応じた柔軟性のある取組を進めていく必要があります。このため、本会では来年度の組織体制の見直しにおいて、関係部署間の連携を強化するとともに、新たに県内3か所（東部・中央・西部）に地域支援監を配置するなど、市町村社協との緊密な連携の下での伴走型支援の充実を図ることとしています。

また、ベビーブーム世代の高齢化の進行に伴う福祉を支える担い手の確保といったことも、特に介護現場では喫緊の課題となっています。慢性的な人材不足に加え、地域偏在も大きく、この状態を変えていくには、もはや従来型の取組だけでは限界があり、「介護助手の導入」や「移住者へのアプローチ」を推進するとともに、社会福祉法人の公益的取組とも連動させるなど、新たな支援策を講じることとしています。

加えて、こうした取組を効果的に進めていくためには、市町村社協、行政、社会福祉施設、社会福祉関係者、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体などの皆様との一層の連携・協働を図るとともに、地域住民の皆様にも主体的に参画いただくことが不可欠です。

このため、本会の持つ多様なつながりを活かしながら、住民の皆様とともに、各地域の実情に応じた仕組みづくりを進めてまいります。

以下の「高知県地域福祉活動支援計画」の目標と取組の柱により、取組を進めていきます。

〈目標〉

誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すために、本会は、市町村社会福祉協議会や関係機関・団体との多様なつながりを活かし、地域住民が主体となって持続可能な地域づくりに取り組めるよう、「地域の実情に応じた仕組みづくり」を進めます。

1. 7つの取組の柱による計画の推進

(1) 福祉教育の推進

多様な福祉教育の機会を通じて、地域の課題に気づき、我が事としてとらえる人づくり

(2) 地域活動の支援

小地域単位で地域の資源を活かし、誰もが役割を持ちながら課題解決を進める地域づくり

(3) 総合相談体制づくり

あらゆる地域課題や生活課題を地域で丸ごと受け止め対応するための行政・関係機関との連携強化

(4) 権利擁護の推進

行政や専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくり

(5) 福祉人材の確保・育成

福祉職場で活躍する人材の確保と質向上

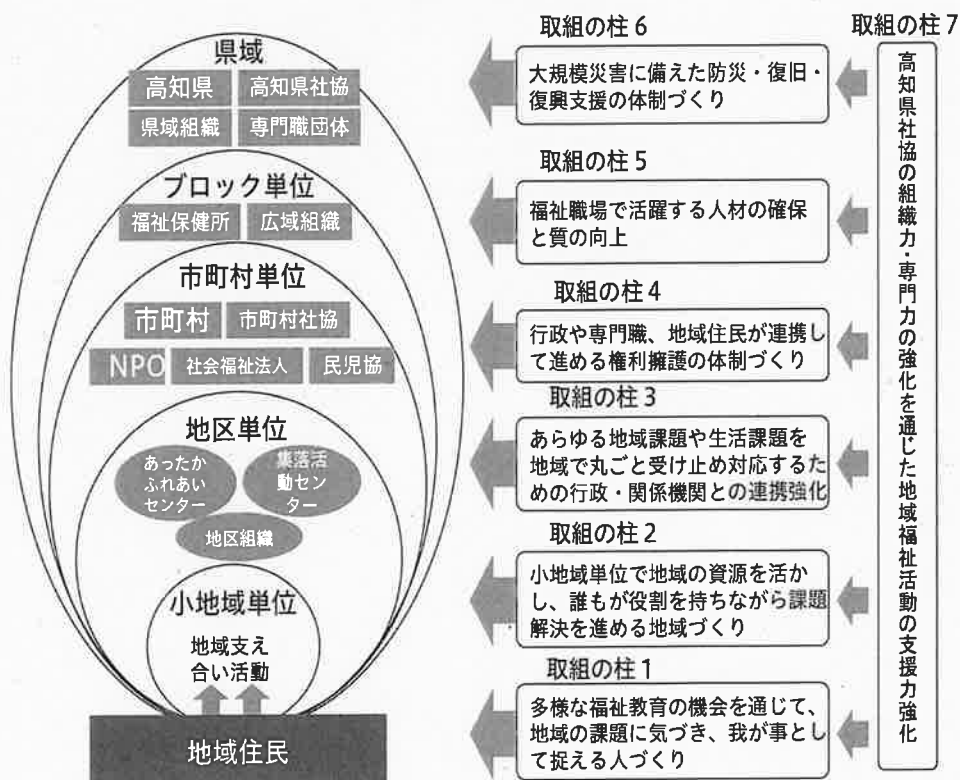
(6) 災害時の対応強化

南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・復旧・復興支援の体制づくり

(7) 高知県社会福祉協議会の組織基盤の強化

高知県社会福祉協議会の組織力・専門力の強化を通じた地域福祉活動の支援力強化

＜地域階層と取組の柱＞



2. 新たな課題に対応するための体制強化

(1) コロナ禍による生活困窮課題への対応

①地域支援監の配置

生活福祉資金特例貸付の償還困難者への対応業務に加えて、生活困窮者自立相談支援や生活保護制度へのつなぎなど、これまでにない多様で複雑化、複合化した課題に対応しなければならない市町村社協を強力にバックアップするため、県内3か所（東部・中央・西部）に地域支援監を配置する。

②特例貸付償還に伴う業務増大への対応

生活困窮者自立支援へのつなぎとそれに係る情報提供業務、並びに特例貸付システムによる管理業務、債権調査業務、債権回収業務等に円滑に対応するため、職員を増員する。

(2) 包括的支援の強化に向けた局内体制の構築

①グループの再編統合

現在の4グループを3グループに再編のうえ、事業部門ラインを3から2に集約し、横断的な業務の連携体制を強化する。

地域生活定着支援センターは地域支援グループに統合し、いきいきライフ推進課と法人振興課の業務を福祉人材グループに統合し、職員を増員のうえ人材支援グループに改称する。

②地域支援監の配置（再掲）

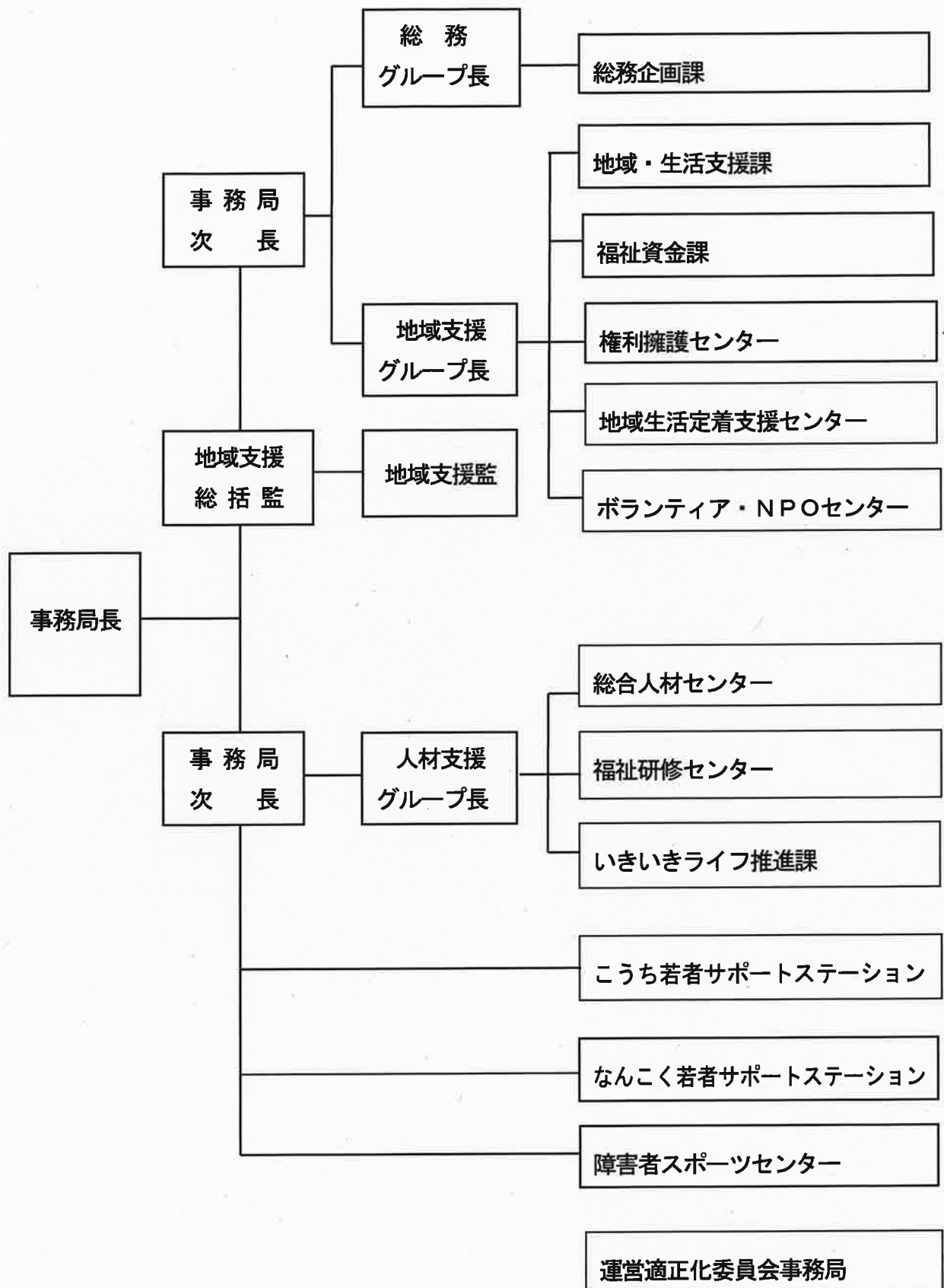
本会が運営する地域生活定着支援センターや若者サポートステーションと市町村、市町村社協との緊密な関係の構築などを通して、包括的支援の地域展開に向けたバックアップ体制を強化する。

(3) 福祉人材確保への取組強化

①社会福祉法人（施設）と連携した人材確保、育成、定着の推進（再掲）

福祉人材の確保・育成・定着を推進するため、福祉人材センターと法人振興課を統合し、社会福祉法人の公益的取組を通じた連携や介護助手の導入促進を図るなど、地域ごとの取組を強化する（総合人材センターに改称）。

令和5年度事務局体制



組織と所管する事業（令和5年度）

1 総務グループ

(1) 総務企画課 P 1～5

- ・法人運営事業
- ・社会福祉大会開催事業
- ・生きがい健康づくり基金事業
- ・社会福祉センター管理運営事業
- ・民間社会福祉施設職員退職手当共済事業
- ・福利厚生センター事業
- ・社会福祉協議会活動費事業
- ・運営基金事業
- ・障害者スポーツ振興基金事業
- ・物品等斡旋事業
- ・退職共済事務事業

2 地域支援グループ

(1) 地域・生活支援課 P 6～16

- ・地域福祉推進支援事業
- ・重層の支援体制整備後方支援事業
- ・生活支援コーディネーター研修事業
- ・生活困窮者自立支援体制強化事業
- ・生活困窮者就労訓練事業所有成事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・民生委員児童委員互助共励事業
- ・市町村社協活動支援・助成事業
- ・地域福祉活動支援計画推進事業
- ・地域支援専門職養成研修事業
- ・生活困窮者就労準備・家計改善支援事業
- ・生活困窮者支援担当職員研修事業
- ・民生委員児童委員研修事業
- ・福祉活動支援基金事業

(2) 福祉資金課 P 17～26

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・災害遺児修学支援事業
- ・保育士修学資金等貸付事業
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業
- ・介護福祉士修学資金等貸付事業

(3) 権利擁護センター P 27～30

- ・高齢者・障害者権利擁護センター事業
- ・権利擁護推進支援事業
- ・権利擁護後方支援ネットワーク事業
- ・児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン推進事業

(4) 地域生活定着支援センター P 31～32

- ・地域生活定着支援センター事業

(5) ボランティア・NPOセンター P 33～41

- ・県ボランティアセンター事業
- ・ボランティア情報ネットワーク推進事業
- ・NPO法人設立等支援事業
- ・高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業
- ・災害ボランティアセンター等体制強化事業
- ・県NPOセンター事業
- ・子どもの居場所づくり推進事業

2 人材支援グループ

(1) 総合人材センターP42~49

- ・福祉人材センター事業
- ・介護支援専門員実務研修試験事業
- ・社会福祉施設等経営支援事業
- ・災害福祉支援ネットワーク運営事業
- ・保育士人材確保受託事業
- ・介護等体験事業
- ・社会福祉法人・公益的取組推進事業
- ・福祉サービス第三者評価事業

(2) 福祉研修センターP50~55

- ・福祉研修センター事業

(3) いきいきライフ推進課P56~63

- ・県民介護講座事業
- ・ふくし機器展事業
- ・生きがい健康づくり推進事業
- ・ふくし交流プラザ管理運営事業
- ・福祉用具展示事業
- ・地域・いきがい推進支援事業
- ・プラザ自主提案事業

3 グループに属さない部署

(1) こうち若者サポートステーション

なんこく若者サポートステーションP64~65

- ・地域若者サポートステーション事業
- ・こうち若者サポートステーション管理運営事業

(2) 障害者スポーツセンターP66~71

- ・障害者スポーツセンター管理運営事業
- ・障害者スポーツ推進事業
- ・障害者スポーツ普及啓発事業
- ・障害者スポーツ教室・大会等開催事業
- ・障がい者スポーツ指導員養成研修事業
- ・太陽号等運行事業

運営適正化委員会

○ 運営適正化委員会事務局P72~73

- ・運営適正化委員会事業

総務企画課

法人運営事業

法人運営事業(予算書:P11)

予算額 52,168千円 (前年度 35,985千円)

社会福祉協議会活動費事業

社会福祉協議会活動費事業(予算書:P27)

予算額 53,324千円 (前年度 53,916千円)

■事業趣旨

本会が基本理念・活動方針に基づき、効果的に事業を遂行できるよう、適正かつ効率的な法人運営（組織管理）を行う。

■5年度重点目標

- 1 本会職員として求められる知識の習得など職員の資質向上への取組を推進する。
- 2 働き方改革を通じた年次有給休暇の取得推進など職員に対する適切な労務管理を行う。
- 3 会計監査人法定監査、監事監査及び内部監査を通して、組織のガバナンスを強化する。

■5年度事業内容

1 組織管理

- (1) 理事会、評議員会等の開催
- (2) 会計監査人法定監査、監事監査及び内部監査を通じた組織のガバナンスの強化
- (3) 会員管理及び入会促進

2 人事・労務管理

- (1) 職員の資質向上への取組の実施
- (2) 適切な労務管理及び働きやすい職場づくりの推進 等

3 会計・財務管理

- (1) 適正な会計管理
- (2) 財務分析及び自主財源確保の取組の推進 等

4 局内連携の推進

- (1) 課長等調整会議の開催 等

5 広報

- (1) 県社協広報誌の発行（3回）
- (2) 県社協ホームページの管理・運営
- (3) ニュースリリース、ツイッターによる情報発信

社会福祉大会開催事業

社会福祉大会開催事業(予算書:P11)

予算額 1,546千円 (前年度 2,221千円)

■事業趣旨

本会が目指す地域福祉を積極的に推進するため、高知県社会福祉大会を開催し、本県における福祉課題解決への意識や知識の共有を図る。

■5年度事業内容

- 1 本県の福祉課題をテーマにした実践発表及び講演等の実施
- 2 多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった者の表彰

運営基金事業

運営基金事業(予算書:P11)

予算額 3,426千円 (前年度 3,426千円)

■5年度事業内容

基金の適切な運用を図り、運用益を独自財源事業等の費用に充てる。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 法人運営事業 | 920 千円 |
| (2) 市町村社協活動支援・助成事業 | 245 千円 |
| (3) 社会福祉法人・公益的取組推進事業 | 296 千円 |
| (4) 地域福祉活動支援計画推進事業 | 965 千円 |
| (5) 運営基金積立資産(寄附金) | 1,000 千円 |

生きがい健康づくり基金事業

生きがい健康づくり基金事業(予算書:P11)

予算額 7,252千円 (前年度 6,944千円)

■5年度事業内容

高齢者の生きがい及び健康づくりの推進を図るため基金の適切な運用を図り、運用益を事業推進の費用に充てる。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 地域・生きがい推進支援事業 | 4,485 千円 |
| (2) 生きがい健康づくり支援事業 | 2,767 千円 |

障害者スポーツ振興基金事業

障害者スポーツ振興基金事業(予算書:P11)

予算額 1,557千円 (前年度 1,305千円)

■5年度事業内容

障害者スポーツの振興を図るため基金の適切な運用を図り、運用益を事業推進の費用に充てる。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 障害者スポーツ普及啓発事業 | 1,557 千円 |
|-------------------|----------|

社会福祉センター管理運営事業

社会福祉センター管理運営事業(予算書:P68)

予算額 28,181千円 (前年度 26,061千円)

■ 5年度事業内容

高知県社会福祉センターの入居団体等が安全かつ快適に使用できるよう施設の適切な管理と安定的な運営を図る。

物品等斡旋事業

物品等斡旋事業(予算書:P68)

予算額 1,511千円 (前年度 602千円)

■ 5年度事業内容

さまざまな機会を通じて、福祉新聞等、物品の斡旋についての周知を図り、自主財源の確保に努める。

民間社会福祉施設職員退職手当共済事業

民間退職手当共済事業(予算書:P62)

予算額 852,108千円(前年度 858,188千円)

65歳以上被共済職員退職手当共済事業(予算書:P62)

予算額 122,103千円(前年度 109,655千円)

民間退職手当共済事務費事業(予算書:P62)

予算額 30,741千円(前年度 28,218千円)

■事業趣旨

退職手当共済制度の安定的な運営を行うことにより、民間社会福祉施設従事者の処遇向上に資する。

■ 5年度事業内容

1 共済契約者の合意に基づく運営と適切な資産運用

退職手当共済制度の安定的な運営と共済契約者の合意に基づく適切な資産運用について、業種別団体代表者、資産運用等にかかる学識経験者等で構成する共済事業運営委員会を設置し協議する。

また、資産運用委託金融機関と連携するとともに、全国民間社会福祉事業従事者共済連絡協議会をはじめ、各種会議での情報収集や他県の会員団体との情報交換を通じ、安全及び適正かつ効率的な運用を図る。

- ・運営委員会の開催（5月／3月）
- ・運営委員会資産運用小委員会の開催
- ・運営委員会制度検討小委員会の開催
- ・資産運用実績報告会の開催（年間3回を予定）

2 共済契約者及び被共済職員への情報提供

共済契約者及び被共済職員に対して、運営委員会の議事内容や信託運用状況等の情報をタイムリ

一に発信し、事業の執行状況に関する情報共有を図る。

- ・「運営委員会レポート」の発行（運営委員会開催の都度）
- ・「信託運用状況報告書」の発行（6月／11月）
- ・機関紙「共済事業だより」の発行（9月／3月）
- ・ホームページの更新

3 共済制度のデータの保全

大規模災害等の有事の際でも、退職手当共済システムの加入者の掛金データ等が確実に保全されることを目的に、退職手当共済システムのバックアップデータを外部データセンターに保存する。

4 システム改修

新 令和5年11月から年金支給要件を満たす加入者が発生することに伴い、年金支給に対応したシステムに改修する。

退職共済事務事業

退職共済事務事業(予算書:P39)

予算額 438千円（前年度 445千円）

■事業趣旨

独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等退職手当共済制度の事務を受託する。

■5年度事業内容

1 受託事務の適正な実施

共済契約者から提出された「退職給付金請求書・被共済職員退職届」の記載事項を確認後受理し、福祉医療機構に送付する。

また、記載事項の不備等については、記入方法の指導を行い事務の効率化を図る。

福利厚生センター事業

福利厚生センター事業(予算書:P39)

予算額 5,784千円（前年度 6,499千円）

■事業趣旨

福利厚生センター地方事務局として、加入会員（社会福祉従事者）間の相互交流事業やリフレッシュ事業を実施する。また、提携企業の開拓や未加入法人への加入促進活動を実施し、社会福祉施設等の職員に対する福利厚生の向上を図る。

■5年度事業内容

1 既加入法人への福利厚生センターの実施事業の周知及び会員交流事業への参加の促進

- (1) 生活習慣病検診費の助成、健康生活用品給付事業、共済（弔慰・見舞金）事業等の利用を促進することで、加入会員の福利厚生の向上を図る。
- (2) 会員のニーズに基づいた会員交流事業（旅行や映画チケット斡旋等）を実施する。ソウエルクラブ高知地方事務局ニュースの発行等により加入会員に周知し、事業への参加促進を図る。

2 未加入法人への加入促進

未加入法人を個別に訪問し、福利厚生センターと地方事務局が実施するさまざまなサービスや申請・利用方法等について説明することで、加入の促進を図る。

地域・生活支援課

地域福祉推進支援事業

地域福祉推進支援事業(予算書:P27)

予算額 14,689千円(前年度 14,626千円)

市町村社協活動支援・助成事業

市町村社協活動支援・助成事業(予算書:P14)

予算額 3,820千円(前年度 3,733千円)

重層的支援体制整備後方支援事業

重層的支援体制整備後方支援事業(予算書:P43)

予算額 9,252千円(前年度 11,358千円)

■事業趣旨

令和元年度に策定した「高知県地域福祉活動支援計画」の取組を推進するため、市町村社協に対するアウトリーチ支援や研修を通じ、多様な関係機関・団体と協働した包括的な支援づくりの中核を担えるよう活動強化を進める。また、市町村が重層的支援体制整備事業などを活用しながら包括的な支援体制づくりが進められるよう「重層的支援体制整備後方支援事業」を実施し、市町村と市町村社協が連携した体制整備を進める。

こうした動きを進めるために、本会ブロック担当職員が窓口となり、市町村社協のアセスメントや地域の実情に応じた取組の支援を伴走的に行い、市町村社協が地域福祉の推進役としてその機能を発揮できる体制づくりを進める。

■4年度事業実績(評価)

1 市町村社協の活動や組織体制の強化

地域での支え合いの仕組みづくりや組織体制の強化を進める市町村社協へ伴走的に支援を行い、市町村社協の機能強化を進めた。また、社協基礎研修や課長・係長研修、事務局長等セミナーなど階層別に研修を開催し、市町村社協の組織力強化や地域支援力強化などを図った。

特に、コミュニティソーシャルワーカー養成研修(スタートアップ研修及び実践研修)を通じて、市町村社協職員の地域課題の抽出と課題解決に至る思考プロセス、コミュニティワークに関する知識・技術の習得を進めた(基礎研修13市町村社協修了、実践研修10市町村社協修了)。

2 包括的な支援体制づくりに向けた行政や関係機関との連携強化

県内10市町村で行われた市町村地域福祉(活動)計画の改定支援を通じて、各市町村の社会資源やこれまでの取組を活かした包括的な支援体制づくりに向けての検討が進んだ。

また、包括的な支援体制の整備に向けたトップセミナーや地域福祉推進セミナー、ブロック別意見交換会(四者協議)を通じて、各市町村の課題に応じた体制づくりの検討や重層的支援体制整備事業の活用メリットなどを周知することで、各市町村で包括的な支援体制づくりに向けての理解が進むとともに、重層的支援体制整備事業の活用を検討する市町村が増加した。

■5年度重点目標

1 市町村社協の活動や組織体制の強化

市町村社協の役職員が、関係機関と連携しながら多様な地域生活課題の解決に向けた取組が図れる

ように、「職員階層別」のほか「地域支援」「個別支援」「組織経営」の分野で体系的な研修を提供する。

特に、コミュニティソーシャルワーカー養成研修では、社協以外の各分野の相談支援担当や地域づくり担当にも受講対象を拡大し、コミュニティソーシャルワーク機能を理解したワーカーの養成を進めていく。

2 包括的な支援体制づくりに向けた行政や関係機関との連携強化

市町村において地域住民の複雑化・多様化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めるため、市町村の実情に応じた相談支援体制の構築や地域づくりが進むよう支援を行う。

また、既存の取組や地域資源を活用した参加支援やアウトリーチ支援など新たな事業を含む、重層的支援体制整備事業等の活用が図れるよう、県と連携しながら事業の考え方や課題の整理、体制づくりなど実情に応じた支援を進める。

特に、令和5年度に市町村地域福祉計画・活動計画の改定年度を迎える市町村及び市町村社協に支援を行いながら、関係機関が連携して包括的支援体制の整備に取り組めるように支援を進める。

■ 5 年度事業内容

1 市町村社協に対する体系的な研修の実施

(1) 階層別研修

① 社協活動基礎研修（1回／3日）

新任等職員に対し、社協職員として必要な組織理解と地域支援等について理解を深める。

② 中堅職員研修（年1回／1日）

中堅職員に対してチームマネジメント、後輩育成等について理解を深める。

③ 事務局長等セミナー（1回／1日）

地域福祉の最新動向を踏まえながら、組織力の向上と活動の強化について理解を深める。

(2) 地域づくり研修

① 地域福祉計画・活動計画研修会（1回／1日）

地域福祉計画・活動計画の改定のポイントや進め方について理解を深める。

拡 (3) コミュニティソーシャルワーカー養成研修

コミュニティソーシャルワークの実践に必要な理論と実践について理解を深める。社協職員以外の相談支援担当や地域づくり担当にも受講対象を拡大（スタートアップ研修／3日、実践研修／3日、専門研修／2日）

(4) 組織経営

① ブロック別市町村社協会長等意見交換会

市町村社協及び県社協の役員及び事務局長が社協を取り巻く状況を共有するとともに、社協経営や事業展開の方向性について意見交換を行う。

② 監事研修

監査の進め方やチェックポイント等について理解を深める。

(5) 地域福祉推進セミナー

包括的支援体制の整備に向けたポイントを学ぶとともに、実践事例から地域づくりの展開やプロセス等について学ぶ。

2 市町村社協に対する訪問支援や助成

(1) 個別支援

本会ブロック担当職員が窓口となり、地域支援監と連携しながら市町村社協の個別課題に応じて伴走的な支援を実施する。特に、市町村地域福祉計画・活動計画の改定支援を通じて、市町村社協が今後強化すべき取組などの検討を進める。

(2) 市町村社協活動強化助成金

市町村社協の活動強化に向けて助成（20 万円×5 市町村社協）を行うとともに、本会も連携・協働し取組の支援を行う。

3 重層的支援体制整備の実施に向けた支援

複雑化、複合化する地域生活課題の解決に向けて、部署間の連携や多機関の協働による市町村における包括的な支援体制づくりを推進するために、市町村や市町村社協を対象としたセミナーの開催や相談支援機関の相談員を対象とした研修の開催、アドバイザー派遣を行うとともに、令和5年度からは新たに地域の各種相談支援員や地域づくり支援者等のあらゆる職種の分野横断的な支援のネットワークづくりなどを進める。

新 (1) 分野横断的な支援のネットワークづくり（ソーシャルワーク網の目施策）

地域共生社会の実現に向けた取組に多くの職種や県民を巻き込み、分野横断的な取組の理解者・実践者の裾野を拡げ、ソーシャルワークの網の目のような支え合いのネットワークを構築することを目指すために、各分野の各種支援員や地域で活動するボランティアなどを対象にした動画研修の受講を促進する。その動画研修を通じて、地域共生社会の意義・必要性の理解や、課題を抱えた人に気付き、つなぐ意識を醸成する。

①研修動画の作成（高知型福祉としての目指す姿、地域共生社会の意義、コミュニティソーシャルワークの考え方、意識してもらいたい役割 等）

②動画の受講者に対して高知家地域共生社会メンバー証（仮称）の発行

(2) 四者協議

市町村、市町村社協、県、県社協の四者で、各市町村の包括的な支援体制づくりが進むように、現状の確認や課題などについて各圏域に分かれて協議を行う。

(3) 包括的な相談支援対応力向上研修（2日間）

複合的課題を抱えるケースの解決に向けた多機関連携の共通基盤づくりに向けた研修を実施する。

(4) アドバイザー派遣

包括的な支援体制構築に向けた助言や複合的な課題を含む困難事例を有する市町村に対する相談支援を行うため、地域共生社会推進アドバイザーの派遣を行う。

4 フードバンク・フードドライブの実施

複合化・複雑化した地域生活課題に対応できるように、その支援ツールとしてセカンドハーベスト・ジャパン及び日本非常食推進機構、企業などと連携して、生活困窮者等に食料品等の一時的な提供を行うフードバンク事業に取り組む。

地域福祉活動支援計画推進事業

地域福祉活動支援計画推進事業(予算書:P17)

予算額 965千円 (前年度 768千円)

■事業趣旨

令和元年度において、高知県が策定した第3期高知県地域福祉支援計画と連動し、一体的かつ効果的な地域福祉を推進するため策定した「高知県地域福祉活動支援計画」の大目標である「地域の実情に応じた仕組みづくり」を進めるために、7つの柱に沿って、高知県や市町村、市町村社協、社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPOなどと連携した取組を推進する。

■4年度事業実績(評価)

高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催や本会職員による計画推進プロジェクト会議の開催を通じて、計画の具体的な推進方策や課題の検討を進めるとともに、計画推進のための取組創出に向けた検討・取組が広がった。

また、年度当初に市町村社協へのヒアリングを通じて把握した前年度の取組や、県社協で実施した取組を基に、計画の柱ごとの目標到達度の評価や課題分析を行うことができ、本年度の各種の取組にその結果を活かすことができた。

■5年度重点目標

計画最終年となるため、計画推進委員会や作業部会、局内の議論や検討を通じて、継続する課題や新たな課題を踏まえた次期計画の策定を行う。また、計画を推進するうえでの取組が必要なテーマに基づいた部署間の連携や新たな取組の創出などを引き続き検討しながら計画推進に取り組む。

■5年度事業内容

1 高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催

- (1) 計画推進委員会の開催(3回)
- (2) 作業部会の開催(3回)
- (3) 計画推進プロジェクト会議の開催(研修1回、プロジェクト会議12回程度)

2 計画の推進

(1) 仕組みづくりの支援に向けた市町村社協との協働研修(2地域開催)

包括的な支援体制づくりに向けて、地域住民の参画や多機関連携を目的とする研修を市町村社協と協働して2地域で開催する。

生活支援コーディネーター研修事業

生活支援コーディネーター研修事業(予算書:P39)

予算額 628千円(前年度 628千円)

地域支援専門職養成研修事業

地域支援専門職養成研修事業(予算書:P39)

予算額 1,423千円(前年度 1,023千円)

■事業趣旨

生活支援コーディネーターやあったかふれあいセンター職員を対象とした研修を実施し、地域福祉の担い手として資質向上を図る。

■4年度事業実績(評価)

生活支援コーディネーター及びあったかふれあいセンターの職員に対して、地域共生社会に向けた取組や、包括的な支援体制構築に向けた地域における多様な主体との連携による地域づくり等について理解促進を図った。

■5年度重点目標

各市町村における包括的支援体制の構築に向けた動きと連携しながら、地域の多職種・多機関の協働による取組が進められるように研修を実施する。

■5年度事業内容

1 生活支援コーディネーター研修

新 (1) 初任者研修の開催(1回)

新任の生活支援コーディネーターや行政の生活支援体制整備事業担当者に対して、生活支援体制整備事業の基本的な理解を進め、また、事業の進め方を学ぶ。

(2) スキルアップ研修の開催(2回)

生活支援コーディネーターの活動に当たっての基本理念や具体的な取組、資源開発の手法等に関する研修を実施し、地域における生活支援体制の整備を推進する。

2 あったかふれあいセンター職員研修

(1) スタッフ研修の開催(1回)

経験年数の少ない新任スタッフを対象に、あったかふれあいセンターの機能・役割や目指すべき方向性、業務に携わるうえでの基本的な考え方について行う。

(2) コーディネーター研修の開催(1回)

コーディネーターを対象に、今後、地域福祉の拠点として求められる支援や、地域における多様な主体と連携した支援体制について行う。

(3) テーマ別研修の開催(1回)

あったかふれあいセンター職員が接する機会の多い地域福祉の課題について、その概要や既存施策の現状を理解するとともに、課題に応じた具体的な支援を学ぶ。

新 (4) SNS活用研修の開催(1回)

あったかふれあいセンターの取組を効果的に情報発信するためのSNS等の活用方法を学ぶ。

(5) スタッフフォローアップ研修の開催(1回)

スタッフ研修の受講者を対象に、受講者自身のあったかふれあいセンターでの役割や日頃の仕事を振り返りながら、よりよく働くうえでのポイントについて理解を深めるとともに、スタッフ同士の横のつながりの強化を図る。

新生活困窮者自立支援体制強化事業

生活困窮者自立支援体制強化事業(予算書:P45) 予算額 23,408千円

生活困窮者就労準備・家計改善支援事業

生活困窮者就労準備・家計改善支援事業(予算書:P41) 予算額 31,360千円(前年度 32,357千円)

生活困窮者就労訓練事業所育成事業

生活困窮者就労訓練事業所育成事業(予算書:P41) 予算額 4,081千円(前年度 4,130千円)

生活困窮者支援担当職員研修事業

生活困窮者支援担当職員研修事業(予算書:P43) 予算額 2,081千円(前年度 2,004千円)

■事業趣旨

複雑化・複合化した生活課題を抱える地域住民が増加してくる中、町村の生活困窮者自立相談支援機関のバックアップを図るとともに、生活福祉資金特例貸付の償還に困難を抱える借受人等への支援強化を図るため、新たに「生活困窮者自立支援体制強化事業」を実施する。

また、就労や家計などに課題を抱える者に対して、関係機関と連携しながら伴走的な支援を行うために、生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」(町村部を対象)及び「家計改善支援事業」(町村部を対象)、「就労訓練事業所育成事業」を実施するとともに、生活困窮者自立支援事業従事者の資質の向上を図るため、「生活困窮者支援担当職員研修事業」を実施する。

■4年度事業実績(評価)

1 就労準備支援及び家計改善支援

就労準備支援については、支援の申込みにつながらないこと等により支援の開始に至らないケースが多い(新規プラン策定件数:2件)。一方、家計改善支援事業における延支援件数は増加傾向(12月末現在:1,874回、去年同期比553回増)にある。複合的な課題を抱えている対象者が増加しており、生活困窮者支援以外の関係機関とも役割分担をしながら支援を進めた。

2 就労訓練事業所育成事業の開拓

生活困窮者等の就労及び体験先の確保に向けて、県内企業、社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会などに就労訓練事業所の開拓を行った。また、県と連携し事業のPRを行い、令和4年度において新たに1事業所が認定されたが、対象者のニーズ等から事業所の利用には至らなかった。

3 生活困窮者支援担当職員研修

市町村社会福祉協議会の生活困窮者支援担当者等で構成する企画委員会を開催し、生活困窮者支援において支援員が感じている課題などから現状を把握し、県内の支援機関の課題に合わせた研修内容

を企画した。

■5年度重点目標

1 特例貸付の償還開始に伴う生活困窮者への対応

生活福祉資金特例貸付の償還が始まり、償還に困難を抱える世帯や償還免除となったものの困窮状態が継続する世帯など生活困窮者自立相談支援機関への相談が増加することが想定されていることから、県内3か所に地域支援監を配置して、生活困窮者支援と特例貸付の償還支援との連携強化を進めるとともに、困窮世帯の生活保護や各種福祉サービスへ等へのつながりを強化する。

2 複合的な課題への対応に向けた関係機関との連携強化

1の困窮世帯も含め、複合的な課題を抱えた対象者に適切な支援が行えるように、法律・税・心理などの各分野の専門職や関係機関との連携強化を進める。

■5年度事業内容

新1 生活困窮者自立支援体制強化事業

複雑化・複合化した生活課題を抱える地域住民への対応強化に向けて町村の生活困窮者自立相談支援機関のバックアップを図るとともに、生活福祉資金特例貸付の償還に困難を抱える借受人等への支援強化を図るため、県内3か部・中部・西部)に地域支援監を配置して、生活困窮者支援と特例貸付の償還支援との連携強化を進めるとともに、困窮世帯の生活保護や各種福祉サービスへ等へのつながりを強化する。

2 就労準備支援事業

直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者を対象に、「生活自立支援」(生活習慣を身に付ける訓練等)、「社会自立支援」(社会性の向上を図る訓練等)、「就労自立支援」(継続的な就労に向けた訓練等)を段階的に行い、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けを行いつつ、就労に必要な基礎能力を形成することにより、一般就労に向け、一貫した自立支援を行う。

3 生活保護就労準備支援事業

生活保護受給者のうち県福祉事務所が選定した者について、上記1と同様に、生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援の段階的支援を実施する。

4 家計改善支援事業

家計管理能力を高める必要がある生活困窮者を対象に、家計収支全体の改善を図るためのきめ細かな相談支援を行うとともに、債務整理や自立のための貸付斡旋などの関係機関を交えた支援を行う。

5 就労訓練事業所育成事業

就労訓練事業所の開拓と認定の促進、訓練プログラム作成等の支援を行う。また、生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援事業への指導・助言を行う。

令和3年度より訓練対象者に対するインセンティブとしての支援金が創設され、訓練対象者が増加するよう自立相談支援機関との連携を図る。

【6】生活困窮者支援担当職員研修事業

生活困窮者自立相談支援機関や就労準備支援・家計改善支援などの任意事業実施機関の職員を対象に研修を実施し、支援のスキルアップを図る。

①生活困窮者自立支援事業従事者研修（2回）

生活困窮者の多くが複合的な課題を抱えていることから、対象者に適切な支援が行えるよう、研修を通じて他制度への理解や関係機関との連携強化を図る。

②生活困窮者自立支援制度人材養成研修 都道府県研修（後期研修）（1回／2日間）

国が実施する前期研修の受講者や経験年数が概ね3年以内の実務者を対象に、制度の理念や県内の課題に対して理解を深める。

【新】③困難事例検討研修

複合的な課題を抱えた対象者に適切な支援が行えるようアセスメント力の強化を目指し、従事者が実際に対応している事例を通して、対象者理解を土台としながら対象者が抱える問題を構造的に理解する「全方位型アセスメント」について学ぶ研修を県内3ヵ所で開催する。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業(予算書:P29)

予算額 78,514千円（前年度 76,798千円）

■事業趣旨

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分なために日常生活に困りごとのある方が、福祉サービスを適切に利用できるよう援助し、これに伴う日常的な金銭管理等を併せて行うことで、地域で安心して生活できる支援を行う。

■4年度事業実績（評価）

市町村社協や関係機関からの相談に対し、事業担当職員とブロック担当職員が訪問支援やケース会への参画などにより連携して支援に取り組んだ。

また、不祥事案件が発生したことから、個人情報保護やリスク管理に関する内部けん制機能を強化するため、チェックリストによる現状把握や研修を実施した。

■5年度重点目標

困難事例に対応できるように職員の専門力向上を図るとともに、市町村圏域で権利擁護の総合的な支援体制づくりが図れるよう、関係機関（地域包括支援センター、医療機関、福祉事務所等）に対して本事業の理解推進と職員の後方支援を行う。

また、身寄りのない利用者の死後対応に苦慮している市町村社協が増えてきており、市町村、県、専門職等の関係機関との協議を進め、対応の方向性について検討を行う。

さらに、令和4年度に引き続き適正な事業実施を行うため、市町村社協の現状把握と管理体制の確認を行う。

■5年度事業内容

1 契約締結審査会の開催（3回程度）

医師、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者などで構成する契約締結審査会を開催し、判断能力に疑義がある場合や支援に困難を抱えるケースについて、支援の適切な方法などについて助言を行う。

2 専門員研修会（初任者1回、現任者1回）

複合的な課題への対応や虐待ケースなど困難事例への対応が図れるように専門員の専門力向上に向けた研修を開催する。

3 専門員連絡会（5ヶ所）

専門員業務についての情報交換や支援事例の共有を行う。

4 生活支援員研修（3回）

生活支援員の支援力向上に向けた研修を行う。

5 関係機関との連携

適正な支援実施に向け、行政担当者・関係機関等に対して随時事業説明などを行うとともに、関係機関との連携を目指した協議の場づくりや研修会・事例検討会の開催なども随時実施していく。

民生委員児童委員研修事業

民生委員児童委員研修事業(予算書:P37)

予算額 643 千円（前年度 624千円）

■事業趣旨

民生委員・児童委員が地域で相談援助活動等を行う際に必要な知識及び技術を習得するとともに、民生委員児童委員協議会の組織活動の充実を図るため、段階的な研修を実施し、住民のニーズにあった支援活動を促進する。

■5年度重点目標

地域住民の最も身近な相談相手として多様な生活課題に対応できるよう相談対応力を高め、地域に根ざした活動が展開されるよう、中堅委員としての資質向上と、会長・副会長としての力量を高める。

■5年度事業内容

民生委員児童委員研修事業

①中堅民生委員児童委員研修会（2回）

経験年数2期（4年目）以上の中堅民生委員児童委員を対象に、住民の身近な相談相手としての委員活動を理解し、傾聴や受容などの相談援助技術の理解を通じ、対応力の向上を図る。

②民生委員児童委員協議会会長・副会長等研修会（2回）

民生委員児童委員協議会の組織運営を効果的に進めるために、組織の運営方法や各委員への支援方法など、会長・副会長に求められる役割について理解を深める。

民生委員児童委員互助共励事業

民生委員児童委員互助共励事業(予算書:P29)

予算額 2,501千円（前年度 5,490千円）

■事業趣旨

民生委員・児童委員の互助と共励を基盤とした活動の充実を図り、地域福祉の推進に資する。

■令和5年度事業内容

民生委員児童委員互助共励事業

- ①退任時の慰労金の給付
- ②死亡や傷病時などの弔意、見舞金の給付

*社会福祉法人全国社会福祉協議会における「全国民生委員互助共励事業運営要綱」及び「全国民生委員互助共励事業助成金」により実施する。

福祉活動支援基金事業

福祉活動支援基金事業(予算書:P64)

予算額 68,216千円（前年度 68,795千円）

■事業趣旨

民間社会福祉施設及び民間社会福祉団体、また厳しい環境にある児童等に対する援助などを行い、社会福祉の増進に資する。

■4年度事業実績（評価）

福祉団体等が行う地域福祉活動に対して、67が実施する67事業に対して9,794千円の助成を行った。また、社会福祉施設に入所している児童等への進学や学業継続への助成も継続的に行った。

■5年度重点目標

地域福祉活動支援事業については助成効果の分析等を行い、助成申請の少ない市町村への働きかけを強化する。

■5年度事業内容

1 民間社会福祉施設及び民間社会福祉団体等への助成事業

- (1) 社会福祉施設入所児（者）進学等支援事業

社会福祉施設入所児（者）の進学・就職・高校卒業等の支援に係る費用を助成

(2) 地域福祉活動支援事業

地域福祉を推進する福祉団体やNPO法人等に事業に必要な費用を助成

(3) その他上記以外の事業で、本基金の目的を達成するために必要と認められる事業

2 民間社会福祉施設の整備資金等の貸付事業

(1) 施設改善資金（貸付限度額 2,000,000 円）

民間社会福祉施設の修繕、設備及び備品の購入等に必要な経費として貸付

(2) 特例貸付資金（貸付限度額 20,000,000 円）

民間社会福祉施設の運営のため緊急に資金が必要と認められる事業等のうち、地方公共団体の補助金や公益法人からの助成金が交付されるまでの間のつなぎ資金として貸付

福祉資金課

生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付会計(予算書:P76)	予算額	627,390千円	(前年度1,367,120千円)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計(予算書:P80)	予算額	15,120千円	(前年度 17,550千円)
生活福祉資金貸付事務費会計(予算書:P78)	予算額	400,752千円	(前年度 189,787千円)

臨時特例つなぎ資金貸付事業

臨時特例つなぎ資金会計(予算書:P79)	予算額	285千円	(前年度 285千円)
----------------------	-----	-------	-------------

■事業趣旨

低所得世帯や障害がある方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付けと必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援する。

■4年度事業実績(評価)

1 相談・貸付

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯に対して、令和2年3月から実施してきた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を、令和4年度も実施し、最終的には令和4年9月末をもって、貸付の受付を終了した。(特例貸付最終実績 28,872件、11,497,135千円)

令和4年6月からは、市町村社協と連携して、住民税非課税による償還免除手続きを進め、令和4年度に免除対象となる緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付)については、8,411件(対象債権の46.9%、令和5年1月末時点)が償還免除となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など経済への影響により、償還免除となったものの厳しい生活状況である世帯や、免除とならず令和5年1月から償還開始となる世帯にも、償還が難しい生活状況の世帯が多く存在している。こうした状況の中で、今後、十数年に及ぶ膨大な債権管理とともに、償還期間を通じた包括的・重層的な伴走型支援が必要であり、自立相談支援機関及び市町村社協と連携した対応が重要である。

特例貸付以外の従来の貸付では、高等教育修学支援新制度利用前の学校納付金等に関する教育支援資金、生活保護世帯における緊急対応が必要な家電品の購入に係る福祉資金、生活困窮者自立支援制度と連携した緊急小口資金等の貸付が多い。

2 償還管理

特例貸付について、令和5年1月から緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付)の償還が開始され、口座振替による償還の手続を行うほか、新たにコンビニ等で使える払込票を作成し、膨大な債権の償還管理に着手した。

併せて、特例貸付の償還免除申請に対応するほか、自立相談支援機関及び市町村社協と連携し、償還が難しい世帯について少額返済及び償還猶予の相談に応じた。

本則貸付について、長期滞留債権を含む返還金滞納案件の減少を図るため、市町村社協と連携し

て電話・訪問等による償還指導を行った。また、運営委員会の意見を踏まえ、債務関係人からの申請に基づく償還免除や死亡・自己破産などで償還が困難となった債権の職権免除を償還免除規程に基づき行った。

■ 5年度重点目標

- 1 市町村社協と連携した特例貸付借受世帯に対する償還に関する支援の実施
- 2 生活困窮者の自立を促進する支援ツールとしての適切な活用支援
- 3 滞納初期段階での償還指導及び長期滞留債権への滞納原因別による対応の推進

■ 5年度事業内容

1 貸付

(1) 利用促進に向けた取組

市町村圏域における総合相談体制の一つのツールとして、市町村社協と連携し本資金を必要とする世帯への制度周知と円滑な運用を進める。

2 償還・債権管理

(1) 特例貸付の債権管理及び償還支援

国が定めた特例貸付の償還免除規程に基づき、市町村社協と連携しながら償還免除を実施する。

償還免除とならない債権についても、借受世帯の生活状況の把握を踏まえて、少額返済対応や償還猶予等を行い、債権管理と償還支援を一体的に対応できるよう、これまで以上に市町村社協と連携した取組を行う。

(2) 特例貸付債権以外の債権管理事務

債権が滞り始めた初期段階において、滞納の長期化と拡大を防ぐために次の取組を行う。

- ①滞納初期段階での電話及び訪問等による償還指導
- ②償還指導により滞納が解消されない場合は、債務者の世帯等の状況調査
- ③債務者の世帯等の状況調査に基づく、滞納原因に即した対応

3 その他

- (1) 本会他部門と連携し、市町村社協に対するチームアプローチを強化する。
- (2) 市町村社協担当者への事業説明を通して制度の変更点などについて迅速な周知を図る。

災害遺児修学支援事業

災害遺児修学支援事業(予算書:P17)

予算額 2,490千円 (前年度 2,600千円)

■事業趣旨

交通事故や自死、災害等により両親又は父母のいずれかを喪った高校生に修学金を支給し、勉学への意欲向上と修学費の負担軽減を図る。

■ 4 年度事業実績（評価）

7 名（うち新規 1 名、入学支度費の対象 1 名を含む）の高校生が給付を受けており、事業目的である修学費の負担の軽減が図られている。新規が少なかったが、学校を通じて中学生への周知を図るなど広報に努めた。引き続き、本事業のさらなる活用促進を図った。

■ 5 年度重点目標

学校を通じて中学生への周知を行うとともに、県広報誌等を活用して引き続き高等学校、関係機関等への周知を図る。

■ 5 年度事業内容

4 月に高等学校に入学される中学生へ周知するとともに、高校生に対して本事業の周知を図り、修学金の支給を通して支援する。

対象者：交通事故や自死、災害等により両親又は父母のいずれかを喪った県内高等学校に在学中の生徒であり、健やかで勉学の意欲が強く、修学費の負担が困難と認められる者

給付額：月額 1 万円、入学支度金 5 万円

介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士修学資金等貸付事業(予算書:P50)	予算額 104,783千円（前年度 109,381千円）
介護福祉士修学資金等事務費事業(予算書:P50)	予算額 11,505千円（前年度 11,563千円）
介護分野就職支援金貸付事業(予算書:P50)	予算額 13,066千円（前年度 13,000千円）

■ 事業趣旨

指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生や、介護福祉士実務者研修の受講生に資金を貸付け、修学及び受講を支援することにより、福祉・介護人材の育成及び確保に資する。

また、慢性的な人手不足に加え、コロナ禍により介護人材不足が一層懸念されることから、迅速かつ即戦力となる介護人材を確保するため、離職した介護職員に対し再就職準備資金の貸付を行うほか、他業種等からの参入を促進するため、一定の研修等を修了した者に対し就職支援金の貸付を行う。

■ 4 年度事業実績（評価）

1 介護福祉士・社会福祉士修学資金

選考会において交付者を決定し、貸付けを行った。

・貸付決定者数及び決定額：27 名（44,578,000 円） *うち外国人留学生 7 名

(1) 貸付金交付者数 58 名（うち生活費加算 0 名）

【内訳】 令和 4 年度 決定者	27 名（うち生活費加算 0 名）
令和 3 年度 決定者	22 名（うち生活費加算 0 名）
令和 2 年度 決定者	3 名（うち生活費加算 0 名）
令和 1 年度 決定者	6 名（うち生活費加算 0 名）

(2) 貸付金交付額（免除者、返還済者への交付額を除く） 41,945,659 円

2 介護福祉士実務者研修受講資金

・貸付決定者数及び決定額：81 名 12,184,289 円（令和 5 年 1 月末現在）

3 離職介護人材再就職準備資金

・貸付決定者数及び決定額：12 名 4,098,549 円（令和 5 年 1 月末現在）

4 障害分野就職支援金貸付

・貸付決定者数及び決定額：3 名 600,000 円（令和 5 年 1 月末現在）

5 介護分野就職支援金貸付

・貸付決定者数及び決定額：8 名 1,600,000 円（令和 5 年 1 月末現在）

■ 5 年度重点目標

福祉・介護人材の育成及び確保の重要なツールとして、福祉人材センターやハローワーク、また、各養成施設などの関係団体との連携をさらに強化するとともに、SNS の活用等により情報発信を行い、制度の周知と貸付を促進する。

■ 5 年度事業内容

1 介護福祉士等養成施設の修学資金貸付

貸付予定者数：46 名（内訳 介護福祉士 44 名、社会福祉士 2 名）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・貸付額(上限)：月額 50,000 円、入学準備金 200,000 円、就職準備金 200,000 円、国家試験受験対策費 2 年間のみ年 40,000 円、生活費加算（月額：介護福祉士等修学資金貸付要領に定められた額
対象：生活保護世帯等）
※高等教育の修学支援新制度を併用する場合は、貸付額が調整される。・返還免除：卒業後に資格を取得・登録し、所定地域で対象業務に 5 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。（従事先が過疎地域に該当する場合の従事期間は 3 年間） |
|---|

2 介護福祉士実務者研修の受講料貸付

貸付予定者数：160 名

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・貸付額(上限)：一括、200,000 円・返還免除：介護福祉士実務者研修修了後に介護福祉士国家資格を取得・登録し、所定地域で対象業務に 2 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。 |
|--|

3 離職者の再就職準備金貸付

貸付予定者数：10 名

- ・貸付額(上限)：一括、400,000 円
- ・返還免除：再就職後、所定地域で対象業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

4 障害分野就職支援金貸付

貸付予定者数：5名

- ・貸付額(上限)：一括、200,000 円
- ・返還免除：障害分野で就業した経験のない者、または過去に就業経験があるが現在は他業種で働いていた者であって、一定の研修等を修了し、所定地域で障害福祉分野における介護・障害福祉職員として2年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

5 介護分野就職支援金貸付

貸付予定者数：65名

- ・貸付額(上限)：一括、200,000 円
- ・返還免除：介護分野で就業した経験のない者、または過去に就業経験があるが現在は他業種で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、所定地域で介護分野における介護職員として2年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

保育士修学資金等貸付事業

保育士修学資金等貸付事業(予算書:P54)	予算額	75,154千円 (前年度 78,460千円)
保育士修学資金等事務費事業(予算書:P54)	予算額	8,990千円 (前年度 7,000千円)

■事業趣旨

保育士指定養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し資金を貸付け、修学を支援することにより、保育士資格の新規取得者の確保を図る。

また、保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付や潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付等を実施しており、保育士の人材確保につなげる。

■4年度事業実績(評価)

1 保育士修学資金貸付

選考会において交付者を決定し、貸付けを行った。

- ・貸付決定者数及び決定額：29名(48,734,480 円) ※うち1名は、交付前に退学のため未交付

(1) 貸付金交付者数 58名(令和5年1月末現在)
(うち生活費加算 2名)

【内訳】 令和4年度 決定者 28名(うち生活費加算 1名)
令和3年度 決定者 30名(うち生活費加算 1名)

(2) 貸付金交付額 42,257,718 円

2 保育補助者雇上費（令和5年1月末現在）。

・貸付決定件数及び交付額：0件 0円

3 潜在的保育士に対する就職支援の貸付（令和5年1月末現在）

（1）未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

・貸付交付者数及び交付額：3名 383,300円

（2）就職準備金貸付

・貸付交付者数及び決定額：0名 0円

（3）未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

・貸付交付者数及び交付額：0名 0円

■5年度重点目標

保育人材の育成及び確保の重要なツールとして、福祉人材センターやハローワーク、また、各養成施設などの関係団体との連携をさらに強化するとともに、新たな広報手段となる SNS の活用等による情報発信を行うことで制度の周知に努め、貸付を促進する。

■5年度事業内容

1 保育士修学資金貸付

貸付予定者数：40名（うち生活保護世帯等5名）

・貸付額(上限)：月額50,000円、入学準備金200,000円、就職準備金200,000円

生活費加算（月額：保育士修学資金貸付要領に定められた額、

対象：生活保護世帯等）

※高等教育の修学支援新制度を併用する場合は、貸付額が調整される。

・返還免除：卒業後に資格を取得し、対象業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

2 保育補助者雇上費貸付

貸付予定者数：2名（貸付対象は保育所または事業所）

・貸付額(上限)：年間、2,953,000円

・貸付期間：最長3年間

・返還免除：保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又は、これに準じた場合、貸付金の返還が免除される。

3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

貸付予定者数：5名

- ・貸付額(上限)：54,000円×1/2×12ヶ月＝324,000円
- ・貸付期間：1年間
- ・返還免除：対象業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

4 就職準備金貸付

貸付予定者数：2名

- ・貸付額(上限)：一括200,000円
- ・返還免除：再就職後、対象業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

5 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付予定者数：1名

- ・貸付額(上限)：年額123,000円以内(利用料金の半額)
- ・貸付期間：2年間
- ・返還免除：対象業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

児童養護施設退所者等貸付事業(予算書:P56)

予算額 13,828千円(前年度 17,357千円)

■事業趣旨

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者で、就職した者または大学等へ進学した者のうち、保護者がいない、または保護者の養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者、またはそれらが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援する。

■4年度事業実績(評価)

- 1 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けを行った。
 - ・貸付決定数及び交付額(令和5年1月末現在)

①生活支援費	2名(4,530,000円)
②家賃支援費	3名(2,577,990円)
③資格取得支援費	3名(708,350円)

■5年度重点目標

- 1 貸付対象者への制度の周知、定着
- 2 適切な貸付及び債権管理

■5年度事業内容

1 貸付

児童養護施設等の退所者等に対し、生活費及び家賃相当額、また、資格取得費用を貸し付ける。

なお、児童養護施設等の退所時に貸付を申請する必要がなかった者が、退所から5年間が経過するまでの間であれば、退所後に生じた事由により申請した場合においても必要経費を貸し付ける。

(1) 生活支援費

貸付予定者数：4名

- ・対象者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない、または保護者からの養育拒否等により、安定した生活基盤の確保が困難、またはそれが見込まれる者に対して生活費として貸し付ける。
- ・貸付期間：大学等に在学する期間
- ・貸付額：月額5万円
(進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額8万円とする。)
※上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

(2) 家賃支援費

貸付予定者数：4名

- ・対象者：大学等への進学または就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない、または保護者の養育拒否等により、安定した生活基盤の確保が困難、またはそれが見込まれる者に対して、住居費として家賃相当額（管理費及び共益費含む）を貸し付ける。
- ・貸付期間：進学者の場合、大学等に在学する期間
就職者の場合、児童養護施設等を退所から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所または委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする）
- ・貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）
※居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする

(3) 資格取得支援費

貸付予定者数：9名

- ・対象者：児童養護施設等に入所中若しくは退所した者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者に対して貸し付ける。
- ・貸付額：資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

2 返還免除

一定の条件を満たした場合には貸付金の返還が免除される

- (1) 進学者：大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ5年間就業を継続したとき
- (2) 就職者：就職した日から5年間就業を継続したとき
- (3) 資格取得希望者：就職した日から2年間就業を継続したとき

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭貸付事業(予算書:P58)

予算額 26,770千円 (前年度 26,343千円)

■事業趣旨

高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸付け、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

また、母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部または一部の住居費支援資金貸付を行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

■4年度事業実績(評価)

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

(1) 高等職業訓練促進資金

①入学準備金

・貸付決定及び交付額：3名(1,500,000円)(令和5年1月末現在) ※起案中の1名含む

②就職準備金

・貸付決定及び交付額：5名(1,000,000円)(令和5年1月末現在)

(2) 住宅支援資金

・貸付決定及び交付額：18名(4,415,400円)(令和5年1月末現在)

■5年度重点目標

1 貸付対象者への制度の周知、定着

貸付対象者となる高等職業訓練促進給付金事業を行う県福祉保健所等の行政機関に対し制度の周知を行うとともに、令和3年度から開始した住宅支援資金についても県及びひとり親家庭支援センター等と連携し、資金を必要とする方への制度の周知、貸付を促進し自立につなげる。

■5年度事業内容

1 資金貸付

(1) 高等職業訓練促進資金貸付

貸付予定者数：①入学準備金14名、②就職準備金12名

- | | |
|-------|--|
| ・対象者： | ひとり親家庭の親のうち高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、養成機関への入学時に入学準備金を貸付け、養成機関を修了し、かつ取得した資格を活かした就職活動を行う場合に就職準備金を貸し付ける。 |
| ・貸付額： | ①入学準備金 50万円以内 |
| | ②就職準備金 20万円以内 |

(2) 住居費支援資金

貸付予定者数：30 名

- ・対 象 者：母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して、家賃の全部または一部の住居費支援資金貸し付ける。
- ・貸付期間：原則 12 か月
- ・貸 付 額：入居している住宅の家賃の実費（上限、月額 4 万円）

2 返還免除

(1) 高等職業訓練促進資金貸付

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に引き続き 5 年間業務に従事したとき。 ※業務に従事する区域は県内に限定しない。

(2) 住宅支援資金

貸付申請時において就業していない者の場合、住宅支援資金による貸付期間（1 年間）が終了するまでに就職し、1 年間就業を継続したとき。

貸付申請時において就業している者の場合、住宅支援資金による貸付期間（1 年間）が終了するまでにプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等を行い、1 年間就業を継続したとき。

※いずれの場合においても、業務に従事する区域は県内に限定しない。

権利擁護センター

高齢者・障害者権利擁護センター事業

高齢者・障害者権利擁護センター事業（予算書:P43）

予算額 20,487千円（前年度 20,715千円）

権利擁護後方支援ネットワーク事業

権利擁護後方支援ネットワーク事業（予算書:P43）

予算額 9,689千円（前年度 9,980千円）

権利擁護推進支援事業

権利擁護推進支援事業（予算書:P31）

予算額 212千円（前年度 228千円）

■事業趣旨

高齢者・障害者の権利擁護及び虐待の予防・防止に向けて、福祉事業所や市町村に対する体系的な研修の実施を行うとともに、虐待対応を行う市町村に対する弁護士・社会福祉士による権利擁護専門家チームの派遣などを実施する。併せて、高齢者・障害者の尊厳が守られ安心した生活ができるように、広く一般県民への総合相談を行う。

また、各市町村において成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援体制づくりに向けて、令和4年に立ち上げた高知県権利擁護支援ネットワークの専門職と連携したアドバイザー派遣事業等を行うとともに、市町村や中核機関に対して体制づくりの研修や助言を行う。

■4年度事業実績（評価）

1 高齢者及び障害者の相談状況

令和5年1月末現在の高齢者総合相談の相談件数は332件（前年度同期440件）で、実人数で見ると176人（前年度同時期220人）、また、障害者相談の件数は52件（前年度同期67件）で、実人数は39人（前年度43人）といずれも減少している（使用者虐待に関する相談は1件）。

いずれも複数回かけてくる利用者や新規相談者が減少している。

2 高齢者、障害者虐待防止・権利擁護研修

市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした虐待防止研修はより実践的な内容に充実し、市町村の虐待対応力の向上を図った。また、虐待対応への助言を行う権利擁護専門家チームについては、様々な問題が複合化した困難事例が増加するなか、チーム力強化に向けた研修を行った。令和4年度においては、市町村からセンターへの虐待対応についての相談が増加し、マニュアルに基づいた助言や県への相談引継ぎを行うとともに、必要に応じチーム派遣を行った。

施設従事者向け研修については、令和2年度より行っていた研修企画委員会をセンター運営協議会の研修部会として再編した。引き続き新型コロナウイルスへの感染防止対策として、研修はオンラインで開催し、高齢分野に関しては、在宅系事業所への研修の充実、障害分野に関しては階層横断の共通講義の導入など分野の課題に応じた研修を実施することができた。

3 地域における権利擁護支援体制づくりの推進（成年後見制度利用促進の取組）

第二期成年後見制度利用促進基本計画において「都道府県の機能強化」が明確化されたことに伴い、権利擁護支援体制づくりに取り組む市町村等の後方支援や、県域・ブロック単位の権利擁護の課題を協議するため、高知県や専門職団体、家庭裁判所等で構成する「高知県権利擁護支援ネットワーク」を設置し、本会が事務を担うこととした。

また、ネットワークに参画する各専門職団体を通じて「高知県権利擁護支援アドバイザー」の登録を行い、市町村等の要請に応じて派遣できる体制を整えるとともに、市町村等担当者を対象とした研修の実施や市町村からの相談対応を行う「市町村支援・相談窓口」を開設し、地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備、個別ケースへの対応など、必要に応じて助言やアドバイザー派遣を行った。

■ 5 年度重点目標

1 高齢者・障害者虐待の防止・予防

虐待防止法において市町村が虐待の通報の受理、事実確認、対応等を行うこととなっているが、増加している困難事例（養護者支援や養護者への対応に苦慮しているケースが多い）等への対応に向けて行政担当者を対象とした研修や意見交換会を実施するほか、権利擁護専門家チームの活用推進を図り、市町村の虐待対応力の向上に向けた支援を行う。

また、施設・事業所等の管理者や従事者の権利擁護に関する理解を広げ、施設・事業所での虐待防止に向けた体制づくりを進めるために、オンラインを活用した研修を引き続き実施するとともに、研修未受講の施設・事業所の参加を促す周知方法を検討していく。

2 地域における権利擁護支援体制づくりの推進（成年後見制度利用促進の取組）

「高知県権利擁護支援ネットワーク」に参画する高知県や専門職団体、家庭裁判所等の関係機関と連携・協働して、県域・ブロック別に権利擁護支援の体制づくりに向けた課題について協議を進めていくとともに、「市町村支援・相談窓口」や「高知県権利擁護支援アドバイザー」の活用を促進し、市町村における権利擁護支援体制づくりを進めていく。特に、小規模市町村での取組支援や中核機関整備の機能強化支援など、市町村ごとの課題に応じた支援を行い、権利擁護に関する支援が必要な方がどこにいても必要な支援が受けられる体制づくりを進める。

■ 5 年度事業内容

1 高齢者・障害者権利擁護センターの運営

（1）高齢者・障害者権利擁護センター運営協議会及び研修部会の開催

司法・福祉関係専門職や関係機関で構成される運営協議会において、センターの具体的な取組や方向性について協議を行う（年2回開催予定）。

また、運営協議会委員、高齢者・障害児者福祉施設・事業所従事者等で構成される研修部会において、センターが実施する虐待防止・権利擁護研修の方向性について協議を行う（年2回開催予定）。

（2）高齢者総合相談（シルバー110番）

高齢者及び家族が抱える保健・医療・福祉に係る悩みごとや心配ごとに対する相談に応じるほか、虐待の疑いがあるケースについては、地域包括支援センターや県長寿社会課等の機関につなぎを行う。また、高齢者の権利擁護支援として専門家による法律相談を行う。

① 一般相談：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

② 専門相談（法律）：第1、第3木曜日（予約制）

（3）使用者虐待の通報受理

障害者に対する使用者による虐待に関する通報を受けるための専用電話を設置し、通報内容を速やかに県及び労働局に報告する。

(4) 権利擁護専門家チームの派遣調整及び連携強化

権利擁護専門家チーム(弁護士及び社会福祉士)の派遣を希望する市町村からの依頼を受付け、弁護士及び社会福祉士の派遣調整を行うとともに、権利擁護専門家チームの活用及びチーム力向上に向けた取組を行う。

- ①権利擁護専門家チーム説明会・虐待対応意見交換会(行政職員フォローアップ研修)(2回)
- ②専門家チームフォローアップ研修(2回)

(5) 虐待防止・権利擁護に関する研修等の実施

行政担当職員や施設従事者等を対象に、虐待防止や権利擁護に関する理解を深めるため、体系的に研修を実施する。

- ①中堅職員研修(高齢者・障害者、各分野1回)
- ②リーダー研修(高齢者・障害者、各分野1回)
- ③管理者・施設長研修(高齢者・障害者、各分野1回)
- ④市町村行政担当者研修(高齢者・障害者、各分野1回)
- ⑤行政職員フォローアップ研修(権利擁護専門家チーム説明会・虐待対応意見交換会)(2回)

区分	施設・事業所		行政	
分野	高齢者	障害者	高齢者	障害者
管理者・施設長 向け 各1回	虐待防止組織づくり研修 虐待防止を目的として、組織全体で権利擁護の取組を進めるために必要な組織づくりの方法を学ぶ。	虐待防止組織づくり研修 虐待防止を目的として、組織全体で権利擁護の取組を進めるために必要な組織づくりの方法を学ぶ。		
リーダー向け 各1回	虐待防止・権利擁護推進 リーダー研修 自組織で虐待防止・権利擁護の取組を進めるための手法について学ぶ。	虐待防止・権利擁護推進 リーダー研修 自組織で虐待防止・権利擁護の取組を進めるための手法について学ぶ。		
中堅職員向け (基礎) 各1回	高齢者の権利擁護とは、虐待のメカニズムを学ぶ。	障害児者の権利擁護と、虐待のメカニズムを学ぶ。	行政担当者研修	
			高齢者の虐待対応について学ぶ。	障害者の虐待対応について学ぶ。
初任者向け(※)	ケアテーマ別研修 ①権利擁護 尊厳の保持と自立支援、不適切ケア及び虐待の防止について基本的な視点を学ぶ。			

2 地域における権利擁護支援体制づくりの推進(成年後見制度利用促進の取組)

(1) 高知県権利擁護支援ネットワークによる協議会の開催

県域・ブロック別の権利擁護支援の体制づくりに向けた課題や市町村支援について、「高知県権利擁護支援ネットワーク」(高知県、専門職団体、家庭裁判所、県社協等)による協議を行う。

- ①県域協議会の開催(2回)
- ②ブロック別協議会(家庭裁判所単位)の開催(各3回)

※うち1回は市町村も交えた協議を予定。

(2) 市町村支援の取組

市町村等からの相談窓口を設置し、権利擁護支援体制づくりの支援を行う。

- ①市町村支援・相談窓口の設置・アドバイザー派遣

- ・市町村の権利擁護支援体制づくりに関する相談対応・助言
- ・体制整備アドバイザーの調整・派遣（9箇所程度）
- ・専門的支援アドバイザーの調整・派遣（35回程度）
- ・アドバイザー向け研修の実施
- ・広報機能支援研修（2回程度、市町村での開催予定）

②市町村職員向け研修等の実施

- ・中核機関職員等基礎研修（2回）
- ・中核機関設置等市町村の意見交換会（2回）
- ・その他必要に応じ、近隣市町村の意見交換の場づくり

（３）成年後見制度利用促進に関する関係機関の連携強化

市町村や市町村社協、専門職同士のネットワークづくりを行うとともに、成年後見制度等の認識・情報の共有と実務に対する対応能力の向上を図る。

①成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会（9回程度）

②その他成年後見制度利用促進に関する会議への参加

（４）法人後見事業の推進支援

市町村社協等に対して法人後見事業の推進を図るため、研修や情報交換会を開催する。

①法人後見担当者フォローアップ研修（1回、2日間）

②法人後見実施社協ネットワーク会議（4回程度）

③法人後見監督体制の整備（市町村社協が法人後見を行う際に法人後見監督ができる体制）

児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン推進事業

■事業趣旨

虐待の発生予防、早期発見、早期対応の総合的な支援や対策は、地域の人々、子どもや子育て家庭に関わる関係者の理解が不可欠であり、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの広報及び啓発を通して、家庭や学校、地域など社会全般にわたり児童虐待問題に対する関心と理解を深め、虐待を予防する。

■４年度事業実績（評価）

11月の児童虐待防止月間を中心に、児童虐待問題に対する関心と理解を深め、虐待予防を呼びかけるための活動を展開した。コロナ禍において、研修会は専門職向けの研修に切り替えるとともに、SNSの活用によるハッシュタグキャンペーンや高校生による啓発ポスターデザイン、高知龍馬マラソンなどで周知・啓発の取組を行うことができた。

■５年度事業内容

キャンペーン実行委員会を構成する主催団体の一員として、地域のキーパーソンである民生委員・児童委員をはじめ、県内市町村社協や社会福祉施設等のネットワークを生かし、11月の防止月間に限らず、年間を通して県内のイベントや大会等を活用し、広く周知啓発に努める。

地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センター事業

地域生活定着支援センター事業(予算書:P41)

予算額 34,444千円 (前年度 33,573千円)

■事業趣旨

矯正施設の退所予定者や起訴猶予、執行猶予等により矯正施設に収監されることなく釈放される被疑者・被告人の内、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする人に対し、保護観察所との協働のもと地域の関係機関等と連携・協働し、帰住地の確保や必要な福祉サービス等の利用支援、生活環境整備の支援を行い、地域での生活の安定を図る。

■4年度事業実績(評価)

1 被疑者等支援業務実施に向けた体制の構築

令和4年度から新たに開始した被疑者等支援業務を円滑に実施できるよう、運用手順や考え方について県や保護観察所、検察庁と協議を進めながら対象者の支援を開始した。

支援の実施にあたっては、帰住地の確保や福祉・医療へのつながりが円滑に進むよう、福祉事務所や市町村の高齢・障害福祉担当課、不動産会社、福祉サービス事業者・施設等とのこれまで培ったネットワークを活用することができた。【被疑者等支援業務依頼件数：9件（1月末現在）】

2 外部機関・団体や本会実施事業との連携

保護観察所、矯正施設、更生保護施設、県、市町村、市町村社協や社会福祉施設等の福祉関係機関、NPO等と連携し、対象者の支援を効果的に実施することができた。

また、フードバンクの利用や福祉用具展示コーナーとの連携など、本会が実施している事業と連携し支援した。

■5年度重点目標

1 対象者支援の安定的、継続的な実施のための体制整備

釈放後・矯正施設退所後の帰住地の確保や速やかな医療、福祉へのつながりを安定的、継続的に行えることが重要であるため、引き続き関係各所との良好なネットワークを拡充する。

また、対応の難しいケースも増えてきており、研修等を通じた職員の資質向上に努め、対応力の強化を図る。

2 多様な帰住地の確保に向けた働きかけ

高知市では、不動産会社や居住支援法人のNPOの協力もあり、低額な家賃で入居できる民間の賃貸物件を帰住地として確保できている一方、高知市以外の地域では低額の民間の賃貸物件の確保が難しく課題となっている。

また常時支援が必要な高齢者で身元保証人がいないなど、独居での自立した生活が困難な対象者の帰住先確保も課題となっており、養護老人ホーム等の福祉施設に働きかけを行うなど、多様な帰住地の確保を図る。

■ 5 年度事業内容

1 入所者等に係る支援業務（特別調整及び一般調整）

（1）コーディネート業務

保護観察所からの依頼を受け、矯正施設内で対象者を面接し、退所後の生活についての意向確認や本人の状態把握、退所後に必要な支援の検討を行い、保護観察所や他の都道府県地域生活定着支援センターと連携して帰住地の確保や福祉サービス等の利用の事前調整を行うなど、退所後の速やかな地域生活の安定に向けた準備を行う。

（2）フォローアップ業務

矯正施設を退所後、対象者が速やかに帰住地に入居できるよう支援し、また福祉サービスの利用申請やその他生活環境整備等の支援を行い、関係機関との連携のもと、地域生活の安定に向けた支援を行う。

2 被疑者等支援業務

逮捕されたり、裁判中であったりする刑事司法手続きの「入り口段階」にある被疑者・被告人のうち、起訴猶予、執行猶予等により矯正施設に収監されることなく釈放される高齢者や障害者について、帰住地の確保や福祉サービス等の利用調整を行うなど、重点的な社会復帰支援が必要な人の支援を行う。

3 相談支援業務

矯正施設から退所した高齢者や障害者の福祉サービス等の利用に関して、本人・家族又はその関係者からの相談に応じ、地域での生活の安定に必要な助言等を行う。

4 地域の支援ネットワーク強化のための業務

（1）地域福祉支援検討会

福祉サービス事業者や医療、行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、保護司等地域の関係者を対象に、事例を基にした検討会を開催し、円滑な調整・支援及び地域生活の定着に向けて、本事業の対象者への理解を促進することを目的に開催する。（予定：幡多ブロック）

（2）地域福祉研修

本事業の対象者の受入れが想定される福祉サービス事業者を主な対象に、支援対象者を地域で受け入れていくためのノウハウを共有することを目的に開催する。（予定：安芸ブロック）

（3）福祉事業者巡回開拓

福祉サービス事業所等に訪問し、本事業の内容や対象者についての説明を行うことで支援協力者の確保を図る。

（4）関係機関連絡会

刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部課や福祉サービス事業者等と恒常的な連携が確保できるよう関係機関連絡会を開催する。

高知保護観察所、高知刑務所、高知地方検察庁、高知弁護士会、更生保護施設「高坂寮」、県・高知市の福祉関係課、高知県立精神保健福祉センター、高知市社会福祉協議会、高知県社会福祉士会、高知県精神保健福祉士協会、高知県介護支援専門員連絡協議会、高知県相談支援専門員協会（16 機関・団体）

ボランティア・NPOセンター

県ボランティアセンター事業

県ボランティアセンター事業(予算書:P27)

予算額 3,925千円 (前年度 4,099千円)

■事業趣旨

地域福祉の推進には、地域住民の支え合い活動など住民の主体的なボランティア活動が必要不可欠である。ボランティアの裾野を広げ、活動を活性化することを目的に、地域における福祉教育やボランティア学習の実践の拡大を通じ、福祉意識の醸成及び次世代の担い手づくり等を進める。

また、社協やNPO、事業所などが魅力的なボランティアプログラムが提案できるよう、ボランティアコーディネーション力を高める取組を進める。

■4年度事業実績(評価)

1 福祉教育の推進

福祉教育・ボランティア学習協同実践事業及び福祉教育担当者連絡会の開催など新たな事業の実施により、市町村社協の取組の支援を拡充したほか、県域の福祉教育・ボランティア学習推進委員会を設置し、高知県内の関係機関が福祉教育の方向性等について協議し、連携した取組を行う土台となる場を構築した。

2 ボランティアコーディネーターの支援

ナツボラ(夏のボランティア体験キャンペーン)への受入登録期間に合わせ、ボランティアコーディネーター研修を開催してプログラムづくり等を学ぶ場を提供し、プログラムの企画力向上を支援した。ただし、参加者が少ないことから、ナツボラ受入登録団体の受講促進による受講者の拡大が課題である。

■5年度重点目標

1 福祉教育・ボランティア学習事業推進のプラットフォームづくり

地域共生社会づくりに向け、市町村単位で関係機関(社協、学校、NPO、社会福祉法人等)が連携して実践するプラットフォームづくりを促進する。

2 受入団体のボランティアコーディネーター研修の受講促進

ナツボラ受入登録団体の受講促進により受講者を拡大し、ボランティア活動及び体験の場の充実を図る。

■5年度事業内容

1 福祉教育・ボランティア学習推進事業

市町村社協、学校、NPO、社会福祉法人等が連携し、学校と地域で子どもや大人を対象とした福祉教育・ボランティア学習を推進する。

(1) 福祉教育基礎研修の開催（1回）

市町村社協職員に地域共生社会を進めるための福祉教育の必要性への理解を促進し、具体的な実践方法を学ぶ研修を開催する。

(2) 福祉教育実践研修の開催（1回）

市町村社協、学校、NPO、社会福祉法人等がともに福祉教育実践を学び、協同実践を推進する研修を開催する。

(3) ボランティアチャレンジ体験の実施（2回）

市町村社協と連携し、小中学生を対象としたボランティア体験を実施する。

(4) 福祉教育・ボランティア学習協同実践事業（2市町村）

市町村単位で社協、学校、NPO、社会福祉法人等が福祉教育プラットフォームをつくり、情報等を共有するとともに、地域共生社会づくりに向けたプログラムの企画、実践等を行う取組を促進する。

(5) 福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催（2回）

県域の関係機関が参加する福祉教育・ボランティア学習推進委員会を開催し、県内の推進事業の方向性を協議するとともに、事業の評価、改善等を行う。

(6) 福祉教育担当者連絡会の開催（1回）

市町村社協の福祉教育担当者の連絡会を開催し、各市町村での取組情報に加え、県域の推進委員会で協議した推進施策や展開方法を共有する。

2 ボランティアコーディネーター支援事業

ボランティアコーディネーター研修を通じて、受入団体の体制強化及び市町村社協の機能強化を支援する。

(1) ボランティアコーディネーター研修の開催（1回）

ナツボラの受入登録団体及び市町村社協等の職員を対象とした研修を開催する。

(2) 市町村社協・ボランティアセンターの個別支援

3 広報啓発事業

ボランティア活動の啓発を行うとともに、県内のボランティア情報を収集し、活動希望者等にボランティア募集情報を提供する。

(1) ボランティア募集情報サービスの運用（月1回）

ピッピネット（こうちボランティア・NPO情報システム）と連携し、メール及びLINE等でボランティア募集情報を発信する。

(2) ボランティア活動相談への対応

(3) ボランティア関係講座への講師派遣

災害ボランティアセンター等体制強化事業

災害ボランティアセンター等体制強化事業(予算書:P27)

予算額 4,415千円 (前年度 3,745千円)

■事業趣旨

大規模な災害発生後に、市町村社協が中心となって地域住民や関係団体等とともに災害ボランティアセンターを迅速に設置し、効果的な運営ができるよう体制づくりを推進する。

また、南海トラフ地震の被害想定では、広域的被害や復旧支援の長期化が予想されるなか、各市町村の災害ボランティアセンターが効果的に運営できるように、広域連携及びバックヤード拠点の整備など後方支援の体制づくりを進める。

■4年度事業実績(評価)

1 災害ボランティアセンターの体制強化

運営基礎研修、中核スタッフ研修、所長予定者会議を体系的に行うとともに、個別に市町村社協による災害ボランティアセンターの体制強化を支援した。特に市町村社協からの研修・訓練の支援回数は増加している。

2 災害ボランティアセンターバックヤード拠点の整備

災害ボランティアセンターの運営を後方支援するために県東部及び西部に設置を予定しているバックヤード拠点の具体化を進めるとともに、ボランティアの集合場所のリストアップ及び輸送方法に関するシミュレーションを行った。

■5年度重点目標

1 災害ボランティア活動支援マニュアルの全面改定

全国的な災害ボランティアセンター運営ノウハウの蓄積等を踏まえ、災害ボランティア活動支援マニュアルの内容を見直し、全面改定を行い、災害ボランティアセンター等の体制強化を進める。

2 災害ボランティアセンター運営に生かすデジタル技術導入に向けての検討

全国的な動向を踏まえ、ボランティア受付及びニーズ管理など災害ボランティアセンター運営に生かせるデジタル技術の導入に向けて検討を行う。

3 災害ボランティアセンター運営に係る人材育成の推進

災害ボランティアセンターに係る知識、スキル等を習得できるよう、運営基礎研修、中核スタッフ研修、所長予定者会議を体系的に実施するほか、四国県社協と連携し、四国内の社協職員を対象とした災害ボランティアセンターマネジメント研修を合同開催し、人材育成を推進するとともに、四国の相互連携体制の強化を図る。

■5年度事業内容

1 県災害ボランティア活動支援本部及び災害ボランティアセンターバックヤード拠点の体制強化

(1) 県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議の開催（1回）

県災害ボランティア活動支援本部の関係機関との連携を強化するためのネットワーク会議を開催する。

(2) 災害ボランティアセンターバックヤード拠点の体制強化

県災害ボランティア活動支援本部が南海トラフ地震発生後1月後を目途に県東部及び西部設置することを予定している災害ボランティアセンターバックヤード拠点を円滑に設置・運営できるよう、高知県及び市町村社協等関係機関との連携体制の強化を進める。

(3) 県災害ボランティア活動支援本部及び災害ボランティアセンターバックヤード拠点の設置・運営に係る訓練の実施（1回）

災害ボランティアセンターの支援を円滑に行えるようにするため、県災害ボランティア活動支援本部と災害ボランティアセンターバックヤード拠点の設置・運営に係る訓練を行う。

2 災害ボランティアセンターの体制強化の支援

(1) 災害ボランティアセンターに係る体系的な研修の実施

災害ボランティアセンターに係る研修を体系的に実施する。

①災害ボランティアセンター運営基礎研修（1回）

②災害ボランティアセンター中核スタッフ研修（1回）

③災害ボランティアセンター所長予定者会議（1回）

新 (2) 四国ブロック災害ボランティアセンターマネジメント研修の開催

四国県社協と連携し、四国内の社協職員を対象とした災害ボランティアセンターマネジメント研修を合同開催し、人材育成を推進するとともに、四国の相互連携体制の強化を図る。

(3) 市町村社協による災害ボランティアセンターの体制強化の個別支援

研修・訓練の実施、初期行動計画及び災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し、関係機関によるネットワーク会議を個別に支援する。

新 3 災害ボランティア活動支援マニュアルの全面改訂

全国的な災害ボランティアセンターの運営のノウハウの蓄積等を踏まえ、災害ボランティア活動支援マニュアルの内容を見直し、全面改訂を行う。

新 4 災害ボランティアセンター運営に生かすデジタル技術導入に向けての準備

全国的な動向を踏まえ、ボランティア受付及びニーズ管理など災害ボランティアセンター運営に生かせるデジタル技術の導入に向けて検討及び準備を行う。

新 5 災害ボランティアセンター体制づくり検討会の開催（3回）

上記のマニュアル全面改訂及びデジタル技術導入の検討を行うため、関係機関が参加する災害ボランティアセンター体制づくり検討会を開催する。

ボランティア情報ネットワーク推進事業

V情報ネットワーク推進事業(予算書:P27)

予算額 1,015千円 (前年度 1,059千円)

■事業趣旨

ボランティア・NPO活動を推進していくためには、ボランティア希望者やボランティア団体・NPOなどに対して効果的でタイムリーな情報提供が必要となる。

インターネットを活用し、適時に魅力的な情報発信を行っていくため、「こうちボランティア・NPO情報システム(愛称:ピッピネット)」を効果的に運用する。

■4年度事業実績(評価)

情報発信の充実及びSNSとの連携

ナツボラ(夏のボランティア体験キャンペーン)のボランティア体験情報のピッピネットへの掲載など情報発信を充実させるとともに、新たにLINEによる情報発信を開始し、ピッピネットと連携したボランティア募集情報等の発信を行うことにより、利用者数が増加した。

■5年度重点目標

情報の充実及びSNSとの連携等を通じた利用者数の増加

引き続きナツボラの掲載情報を充実させるとともに、ツイッター、フェイスブック、LINE等のSNSと連携を行うなど、利用者増加を図る。

■5年度事業内容

1 こうちボランティア・NPO情報システム(ピッピネット)の運用

- (1) システムの維持・管理及び多様なボランティア・NPO情報の受発信
- (2) ボランティア団体・NPOの団体情報データベースの運用
- (3) ピッピネットの広報(広報グッズの配布、SNSとの連携及びインターネット広告の掲載)

県NPOセンター事業

県NPOセンター事業(予算書:P27)

予算額 21,834千円 (前年度 22,064千円)

NPO法人設立等支援事業

NPO法人設立等支援事業(予算書:P37)

予算額 8,032千円 (前年度 8,102千円)

■事業趣旨

地域社会の活性化や複雑化・多様化するニーズへの対応など、行政や企業だけでは対応できないサービス等の担い手としてNPOの役割が期待されている。

NPOの中間支援組織として、NPO法人等の設立から運営、経営の支援、県民意識の向上及びNPOと行政、企業等の協働推進等に係る事業を実施する。

■ 4 年度事業実績（評価）

1 NPOの支援

コロナ禍で課題が明確化されたNPOの人材確保、資金確保及びデジタル化を支援するため、ボランティアガイダンスの広報強化や専門家派遣など新規・拡充事業を企画して実施した。

また、セミナー、フォーラム等を通じ、NPOが運営等に係る知識を習得するとともに相互に経営手法等を学び合う場を提供した。

2 NPO法人等への相談対応

NPO法人の相談から各組織の状況に応じ、講座の受講、専門家の派遣、助成金情報の提供などセンターの事業につなげた。

3 ナツボラを通じた若年層への裾野の広がり

ナツボラ（夏のボランティア体験キャンペーン）では、受入団体数（62 団体）、受入市町村数（15 市町村）、プログラム数（70 件）のいずれも過去最多となり、コロナ禍においても感染対策を実施し、多様なボランティア体験が実施できた。

また、キャンペーン期間中、感染拡大により一部受け入れが中止されたが、ボランティア体験者数（延べ 990 人）は前年度より増加している。

■ 5 年度重点目標

1 NPOの人材確保、資金確保、デジタル化の支援

ウィズコロナ、アフターコロナを考慮したNPOの人材確保、資金確保、デジタル化の支援に係る事業を継続して実施する。

2 ナツボラの受入団体の拡大

受入登録の少ない市町村の社協、NPO、福祉事業所等に働きかけるなど、受入団体の拡大を進め、県内のボランティア体験を活性化させる。

■ 5 年度事業内容

1 NPOの支援

NPOの組織運営等に係る各種支援事業を実施する。

（1）こうちNPOフォーラムの開催（1回）

NPO関係者が参集し、地域におけるNPO及び学生団体等の活動を知るとともに、交流を広げるフォーラムを開催する。

（2）NPO経営研究会の開催（3回）

NPOの経営に対し、事例等を通じて経営の考え方やノウハウを学び合う研究会を開催する。

（3）NPO実務講座の開催（会計初級・税務・労務・法務、各1回）

NPOの組織運営に必要な会計、税務、労務、法務に関する実務的な講座を開催する。

（4）NPO基礎講座の開催（1回）

NPOの概要及びNPO法人の設立、運営に関する基礎知識を学ぶ講座を開催する。

（5）ボランティアガイダンスの開催（1回）

県民のボランティア活動への参加及びNPOの人材確保を進めるため、活動希望者とNPO

とのマッチングを進めるガイダンスを開催する。

(6) NPOのファンドレイジングの支援

ア ファンドレイジングセミナーの開催（1回）

NPOの資金調達について学ぶセミナーを開催する。

イ 専門家（ファンドレイザー）の派遣（3団体）

NPOにファンドレイザーを派遣し、個別支援を行う。

(7) NPOのデジタル化の支援

①デジタル化推進セミナーの開催（1回）

NPOのデジタル化について学ぶセミナーを開催する。

②デジタル化に係る専門家の派遣（2団体）

NPOにデジタル化の知識を有する専門家を派遣し、個別にアドバイスを行う。

2 NPOと他セクターの連携・協働の推進

NPOと行政、企業、教育機関との連携・協働を推進する事業を実施する。

(1) NPOと他セクターの協働に係るセミナーの開催

①NPOと行政の協働に係るセミナーの開催（1回）

②NPOと企業の協働に係るセミナーの開催（1回）

(2) NPOと大学、学生等の交流に係る事業の実施（1回）

3 県民意識の向上

ボランティア・NPOの活動の魅力を発信するとともに、活動や体験への参加を促進する。

(1) ナツボラ（夏のボランティア体験キャンペーン）の実施（7月～8月）

ボランティアの発掘や活動の裾野を広げるため、若者や学生を対象に夏のボランティア体験キャンペーンを実施する。

(2) 広報誌でのNPOの情報発信

高知県社協広報誌「プラットふくしこうち」に「ボランティア・NPO情報てをつなGOコーナー」を設け、高知県内で活動するNPOを紹介する。

4 NPO法人設立等の支援

(1) NPO法人の設立や運営に関する相談及び所轄庁（高知県等）への届出など必要な支援の実施

①NPO法人設立の支援

・法人設立認証申請関係書類の作成支援・確認、認証後法人訪問

②NPO法人の運営支援

・定款変更認証申請及び届出、役員変更等の届出、事業報告書等の作成支援

・解散認定申請及び届出、合併認証申請、合併登記完了届出の作成支援及び確認

・資金調達、事務、人材育成などの組織や事業等に係る相談対応

・会計、労務、法務等に関する相談対応、その他NPO法人に関する手続等の相談対応

(2) 認定を受けるまでの手続きに関して必要な支援の実施

・認定NPO法人制度の周知

- ・認定申請手続きに係る相談、認定申請書類の調整
- ・認定NPO法人の運営支援の実施
- ・認定NPO法人制度の有効期間更新の相談
- ・高知県認定NPO法人ネットワークのサポート など

5 ボランティア・NPOの活動活性化に向けた研究協議

(1) 高知県ボランティア・NPOセンター運営委員会の開催(2回)

NPO、ボランティア・NPO支援機関、学識経験者、企業関係団体で構成する運営委員会を開催し、センターの方向性等に関する研究協議を行う。

(2) NPOサポートチーム定例会の開催(2回程度)

高知県内の中間支援組織4団体のネットワーク「NPOサポートチーム」の定例会を開催し、NPO支援の連携を図る。

子どもの居場所づくり推進事業

子どもの居場所づくり推進事業(予算書:P41)

予算額8,658千円(前年度 8,580千円)

■事業趣旨

地域における子どもたちの見守りの場や子どもや保護者等の居場所づくりを支援するために、子ども食堂等の開設及び運営に関する研修や交流会を開催し、県内の子どもの居場所づくりを推進する。

■4年度事業実績(評価)

1 子ども食堂と関係機関の連携推進

新たに子ども食堂シンポジウムを開催し、具体的な事例を通じて子ども食堂と関係機関の連携に関する理解の促進につなげた。

2 子ども食堂への食材のマッチング

企業等からの食材提供に対し、関係機関(こうち食支援ネット等)と連携して子ども食堂のニーズに応じたマッチングを行い、子ども食堂の支援につなげた。

■5年度重点目標

子ども食堂の役割の周知と関係機関との連携促進

子ども食堂シンポジウムや研修を継続的に開催するなど、子ども食堂の役割と子ども支援の関係機関との連携について共有、協議する場を提供する。

■5年度事業内容

1 子ども食堂の開設・運営の相談支援

子ども食堂の開設を検討する個人・団体及び子ども食堂運営団体への相談支援を行う。

2 子ども食堂に関する研修等の開催

(1) 子ども食堂シンポジウムの開催（1回）

子ども食堂の役割と子ども支援関係機関との連携について共有、協議するシンポジウムを開催する。

(2) 子ども食堂スタッフ研修&ネットワーク会議の開催（4か所）

子ども食堂に関わるスタッフを対象に、運営に必要な知識の習得を支援する研修を開催するとともに、子ども食堂関係者の交流を広げる会議を開催する。

(3) テーマ別学習会の開催（1回）

子ども食堂の運営等の課題に応じた学習会を開催する。

3 SNS等を通じた子ども食堂の広報啓発

子ども食堂の開催情報や活動状況等をSNS（インスタグラム）等で発信するなど、子ども食堂の広報啓発を行う。

4 食材提供の仕組みの運用

企業等からの食材提供を子ども食堂にマッチングする仕組みを運用する。

高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業

高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業(予算書:P20)

予算額37,548千円（前年度41,803千円）

■事業趣旨

高知県競馬組合からの寄付金を活用し、地域福祉を推進する社会福祉協議会及びNPO法人等への活動支援や組織基盤強化に係る助成事業等を実施する。

■5年度事業内容

1 高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業の実施

(1) 持続可能な地域づくり推進事業

対象：NPO法人などの非営利法人 1団体当たり上限40万円
(助成総額640万円)

(2) デジタル化等推進事業

① IT機器を活用した業務の効率化等

対象：社会福祉協議会 1団体当たり上限50万円
(助成総額400万円)

② 地域福祉活動の活性化を図るための車両整備等

対象：社会福祉協議会 1団体当たり上限500万円
(助成総額900万円)

総合人材センター

福祉人材センター事業

福祉人材センター事業(予算書:P37)

予算額91,457千円(前年度82,995千円)

■事業趣旨

県民の福祉の仕事への関心を高め福祉人材を確保するとともに、求職者と福祉職場との適切なマッチングを図り、就業者の定着化等を支援し、福祉サービスの安定的な供給及び質の向上を進める。

■4年度事業実績(評価)

1 求職者、求人の確保及びマッチング

コロナ禍前と比べると新規求職者数、新規求人数ともに減少しているが、前年度対比では新規求職者数は増加、新規求人数もほぼ横ばいと少しずつ回復傾向にあり、就職者数についてはコロナ禍の影響等もあり大幅な減となっている。

(令和5年1月末現在の就職人数128人/前年度同期比103人減)

2 ふくし総合フェア及び中山間地域でのバスツアーの3年ぶりの対面開催

ふくし総合フェア及び中山間地域での福祉事業所見学バスツアーについては、令和元年度に対面で実施後はコロナ禍の影響により2年間WEBでの開催となったが、令和4年度は3年ぶりに対面での開催により、多くの方の参加を得るとともに、幅広い層へ福祉の情報発信をした。

3 法人・事業所の人材確保支援

介護助手導入支援事業を通じ、参加事業所の業務の見直し・改善の機会となっているほか、地域の高齢者等との雇用にもつながっており、働き手のすそ野を広げる方法としても認知され始めている。

また、介護助手、ICTの導入など福祉人材の確保及び定着に取り組んでいる先行事例を紹介する「福祉人材ニュースレター」を発行するなど、働きやすい職場環境の整備の推進にも取り組んでいる。

■5年度重点目標

1 新たな相談登録窓口の設置

「ハローワークジョブセンターほんまち」に週1回、相談登録窓口を設置し、求職者にとって利用しやすく市内中心部でのメリットを活かし、新たな求職者の確保とマッチングを進める。

2 介護助手導入支援事業の推進強化

介護助手導入支援事業において、「介護助手」の導入促進を図るため、施設・事業所に対するOJT研修手当を創設するとともに、介護助手希望者の掘り起こしや導入事業所増に向け、テレビCMを活用した広報を実施し、事業の更なる促進を図る。

3 広報活動の更なる推進

「福祉の仕事」について正しく理解してもらうため、福祉現場の動画配信のほか、介護助手、ICTの導入など福祉人材確保及び定着に取り組んでいる施設・事業所の先行事例を「福祉人材ニュースレター」等で情報発信する。

さらに同内容について、福祉人材センター事業を周知するため、パンフレットや月刊誌、WEBなどを活用するとともに、SNS（LINE、インスタグラム、フェイスブック等）を通じて積極的に情報発信を行い、「福祉の仕事」への幅広い層の理解を促す。

■ 5 年度事業内容

1 無料職業紹介事業の実施

ふくし就職フェア、福祉事業所見学バスツアー等の各種事業と連動して新規求職者の確保に努め、個々の求職者の相談に応じ、ニーズに応じた職場紹介を進めるとともに、事業所訪問等を通じて求人を開拓し、マッチングを進める。

また、県東部地域を安芸市社会福祉協議会に、幡多地域を四万十市社会福祉協議会に福祉人材バンク事業を委託する。

新 4月から高知市内中心部にある「ハローワークジョブセンターほんまち」に週1回、窓口を設置し、新たな求職者の確保とマッチングを進める。

2 就職説明会等の開催

(1) ふくし就職フェアの開催

ふくし就職フェアを7月、11月、3月の年3回開催する。

11月の就職フェアについては、イオンモール高知において福祉の体験や就職相談会を実施する。また、3月の就職フェアは、GALIMO（オンラインツール）を利用してWEB上で開催する。

(2) 中山間地域における福祉事業所見学バスツアー等の開催

中山間地域等における福祉人材の確保を目的とした福祉事業所見学バスツアー等を開催する。地域での就職説明会は、安芸及び幡多の福祉人材バンクと連携して県内各地で開催する。

3 法人・事業所の支援

拡 (1) 介護助手導入支援事業の実施

「介護助手」の導入促進を図るため、施設・事業所に対するOJT研修手当を創設するとともに、介護助手希望者の掘り起こしや導入事業所増に向け、テレビCMを活用した広報を実施し、事業の更なる促進を図る。

(2) 福祉人材ニュースレターの発行（2回）

介護助手、ICTの導入など、福祉人材確保及び定着に係る先行事例等を紹介する「福祉人材ニュースレター」を発行する。

(3) 福祉人材確保支援セミナーの開催

介護人材が不足している中、外国人介護人材の活用を検討している施設・事業所向けの受入体制や監査団体に関するセミナーを実施する。

(4) 訪問相談の実施

4 広報啓発

(1) 求職者確保のための広報活動の実施

①資格取得講座（介護職員初任者研修・実務者研修）に出向いての広報

②県外福祉系大学等の本県出身者へのアプローチ

近畿・中四国地区を中心とした県外福祉系大学への訪問及びガイダンス等の開催を通じ、高知県出身学生の求職登録を進めるとともに、卒業後にUターン就職ができる支援をする。

③県外求職者に対する求職者開拓・移住者支援

高知県U・Iターン就職相談会、高知暮らしフェア等に出展し、高知県への移住希望者に対して福祉職場への就業促進を図る。

④関係団体と連携したPR

⑤ハローワーク高知における出張相談会の開催

⑥量販店及び商店街等における出張相談会の開催

高知市中心商店街で開催するほか、安芸及び幡多の福祉人材バンクと連携して開催し、多様な層への福祉の仕事の情報発信を行うとともに、新規求職者の登録者を進める。

⑦インターネット（HP、SNS）等を活用した広報

拡月刊誌やWEBを活用した事業の周知

新福祉人材センターパンフレットを刷新し、事業の周知を進める。

（２）福祉の仕事への関心を高める取組の実施

①高校生福祉のしごとセミナーの開催

②「福祉の仕事ガイドブック」の配布

前年度にこれまでの内容に福祉現場で今取り組まれているノーリフティングケアやICTの導入などの内容をプラスして、学生だけではなく一般の方へも幅広く配布。

③福祉職場体験事業の実施

新④福祉施設のWEB見学

学生や一般求職者向けに、福祉の現場を気軽にスマホ等で見学できる動画を配信する。

５ 人材確保の推進に向けての研究・協議

（１）福祉研修センターと一体的な運営委員会の開催（２回）

保育士人材確保受託事業

保育士人材確保受託事業(予算書:P41)

予算額 8,476千円（前年度 8,482千円）

■事業趣旨

保育人材を安定的に確保するために、潜在保育士の掘り起しや就職支援などを行う保育士再就職支援コーディネーターを福祉人材センターに配置するとともに、関係団体と連携して保育職場の管理者及び保育士への研修を行うほか、保育の仕事に関する広報啓発を実施する。

■４年度事業実績（評価）

１ 求職者及び求人の開拓とマッチング

県内外の求職者の希望に合わせて保育所等を開拓するなど積極的なマッチングを行っている。

（令和５年１月末現在の就職人数 17 人／前年度同期比 13 人減）

2 保育の仕事に関する広報啓発

- ・インスタグラムを通して、保育現場の現況のほか、就職相談会の告知や相談状況などの情報発信を行った。
- ・福祉人材センター事業と連携し、高校生福祉の仕事セミナー、ハローワーク高知や量販店における出張相談会、イオンモール高知でのチラシの配布などを実施した。

■5年度重点目標

- 1 求職者の開拓とニーズに合った保育の仕事のマッチング
- 2 研修を通じた保育職場の業務改善支援
- 3 保育の仕事内容の情報発信

■5年度事業内容

1 求職者の開拓とニーズに合った保育の仕事のマッチング

福祉人材センター事業と連携して新規求職者の確保に努め、個々の求職者の相談に応じ、ニーズに応じた職場紹介を進めるとともに、事業所訪問等を通じて求職者ニーズに応じた求人を開拓し、マッチングを進める。

2 保育職場の支援

(1) 保育職場の業務改善研修会の開催

働き続けることができる保育職場の環境づくりを進めるために必要となる働き方改革及び業務改善の考え方と具体的事例を学ぶ研修会を開催する。

(2) 訪問相談の実施

3 広報啓発

(1) 保育の仕事の情報発信

保育の仕事の魅力及び内容を福祉人材センターホームページやインスタグラムを活用して情報発信を行う。

(2) 福祉人材センター事業と連携した広報

- ① 県外保育系大学等の本県出身者へのアプローチ
- ② 県外求職者に対する求職者開拓・移住者支援
- ③ ハローワーク高知における出張相談会の開催
- ④ 量販店及び高知市中心商店街等における出張相談会の開催
- ⑤ 高校生福祉のしごとセミナーの開催
- ⑥ イオンモール高知での情報発信（カタログラックの利用）

拡 ⑦ 月刊誌やWEBを活用した事業の周知

介護支援専門員実務研修試験事業

介護支援専門員実務研修試験事業(予算書:P17)

予算額 5,750千円 (前年度 5,785千円)

■事業趣旨

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、在宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施する。

介護等体験事業

■事業趣旨

教育職員免許法の特例に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務付けられた社会福祉施設等での「介護等の体験」に関し、対象となる社会福祉施設等への円滑な受け入れを推進する。

社会福祉施設等経営支援事業

社会福祉施設等経営支援事業(予算書:P29)

予算額 7,113千円 (前年度 7,269千円)

■事業趣旨

社会福祉施設等の安定的な経営とサービスの質向上を推進するため、各法人・施設等における経営課題の解決に関する支援を行う。

■4年度事業実績(評価)

1 経営実務研修の実施

社会福祉法人会計簿記講座(入門、3級、2級、1級、経営管理)、税務・労務管理のための研修、法令遵守研修会、社会福祉法人決算実務研修を実施し、福祉施設・事業所の経営実務の支援を行った。新型コロナウイルス感染拡大により、前年より参加者が減少しており、オンラインシステムを併用した研修など実施方法などを検討していく必要がある。

2 経営相談への対応

法人経営全般に関する相談について、基礎的なものを中心に本会担当職員が対応している。

■5年度重点目標

社会福祉施設等の適切な財務・税務・労務管理を行うための研修等を通じた支援

■5年度事業内容

1 経営実務研修の実施

(1) 社会福祉会計簿記講座

- ①入門講座（１回） ②３級講座（１回） ③２級講座（１回） ④１級講座（１回）
⑤経営管理（１回）

（２）社会福祉法人決算実務研修会（年１回）

（３）納税事務研修会（１回）

（４）労務管理研修会（１回）

（５）法令遵守研修会（１回）

2 経営相談の実施

一般相談（県社協職員）及び専門相談（弁護士・税理士・社会保険労務士）の実施

3 高知県社会福祉法人経営者協議会と連携した取組

（１）社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

（２）災害福祉支援ネットワークの体制づくり

社会福祉法人・公益的取組推進事業

社会福祉法人・公益的取組推進事業(予算書:P20)

予算額 296千円(前年度 288千円)

■事業趣旨

市町村又は複数市町村単位で、福祉施設経営法人が連携して公益的な取組を推進することができるよう、市町村社協と協働し、社会福祉法人が連携するためのプラットフォーム等の設置を進める。

■4年度事業実績（評価）

高知市、香南市、南国市、四万十市、宿毛市、いの町では、福祉施設経営法人と市町村社協が協働した公益的取組を実施しており、須崎市では社会福祉法人の連携に関する協定が締結された。

また、社会福祉法人の公益的な取組推進フォーラムを開催し、取組のあり方及び先行事例を共有し、今後の方向性を示すことができた。

なお、現在は法人の数が多いい市町村で取組を進めているが、今後は、法人の数が少ない市町村でも取組を進めていく必要がある。

■5年度重点目標

社会福祉法人の公益的取組の実践事例を周知し、県内各地に広げるとともに、市町村単位の社会福祉法人のプラットフォームを通じた公益的な取組の実践を支援する。

■5年度事業内容

1 市町村単位等による社会福祉法人のプラットフォームづくりの伴走的支援

局内の部署を越えたプロジェクトチームを設置し、市町村単位に担当者を配置して伴走的支援を行う。

2 社会福祉法人の公益的な取組推進フォーラムの開催

社会福祉法人に求められる公益的な取組について、施設経営法人と市町村社協が協働する先行

事例や本県全体の取組状況、他県事例を共有し、それぞれの市町村等での実践を促進するフォーラムを開催する。

3 公益的取組に関する広報の実施

社会福祉法人の地域における公益的な取組について、その意義や県内の取組事例を本会広報誌に掲載し、社会福祉法人や地域福祉関係者、一般県民に広報・啓発を行い、事業実施を促進させる。

災害福祉支援ネットワーク運営事業

災害福祉支援ネットワーク運営事業(予算書:P43)

予算額 6,243千円(前年度 6,320千円)

■事業趣旨

県内外で災害救助法が適用される災害が発生した際に、一般避難所に避難する高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応して適切に支援できるよう、高知県における災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、一般避難所に派遣する高知県災害派遣福祉チーム(高知県DWA T)の人材養成等を進める。

■4年度事業実績(評価)

高知県、高知市、高知県社協、高知県社会福祉法人経営者協議会、施設協議会、職能団体の15団体が参加する高知県災害福祉支援ネットワーク会議を開催した。また、高知県災害派遣福祉チーム第3期養成研修を開催して、チーム員を6名増員(合計121名)するとともに、スキルアップ研修、リーダー研修を開催して、チーム員の災害対応力向上を図ることができた。(実地研修は開催場所が台風により被災したため中止)

令和4年10月には、全国社会福祉協議会に災害時の各県派遣調整や情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク中央センターが設置されており、今後、同センターとの連携のもとチームのレベルアップに努めていく必要がある。

■5年度重点目標

高知県災害派遣福祉チームの人材育成及びチーム派遣に係るマニュアル作成

■5年度事業内容

1 高知県災害福祉支援ネットワーク会議の開催

高知県、高知市、高知県社協、高知県社会福祉法人経営者協議会、施設協議会、職能団体が参画する高知県災害福祉支援ネットワーク会議を開催し、災害派遣福祉チームの派遣の仕組み等を協議する。

2 高知県災害派遣福祉チームの研修開催

チーム員養成研修、スキルアップ研修、リーダー研修、実地研修を開催し、階層的・系統的にチームの人材を育成する。

3 その他

- (1) 災害派遣福祉チームの活動に必要な資機材の備蓄
- (2) 災害福祉支援ネットワーク中央センターとの連携及び県外先駆的事例の情報収集

福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業(予算書:P17)

予算額 2,198千円 (前年度 1,848千円)

■事業趣旨

社会福祉施設等が提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質向上に資する。また、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資する。

■4年度事業実績(評価)

1 社会的養護関係施設の第三者評価(3年に一度の受審義務)

(1) 児童養護施設(2)

(福)高知慈善協会 愛仁園、(福)高知県福祉事業財団 愛童園

(2) 児童自立支援施設(1)

高知県立希望が丘学園

(3) 乳児院(1)

(福)みその児童福祉会 高知聖園ベビーホーム

2 福祉サービス第三者評価(任意受審)

(1) 障害者支援施設(1)

(福)来島会 南海学園

(2) 放課後児童クラブ(1)

NPO 法人かみっこベース 香美市立舟入小学校放課後児童クラブ

■5年度重点目標

- 1 評価の適切な運営と実施
- 2 評価の質を担保するための評価調査者の確保・育成

■5年度事業内容

1 社会的養護関係評価受審予定施設

5施設(児童養護施設3、母子生活支援施設1、自立援助ホーム1)

2 福祉サービス第三者評価予定施設

2施設(児童相談所一時保護所1、放課後児童クラブ1)

3 評価調査者の養成

新たに2名の評価調査者を養成し、13名の体制とした。

福祉研修センター

福祉研修センター事業

福祉研修センター事業(予算書:P29)	予算額	34,765千円(前年度33,776千円)
介護支援専門員実務研修事業(予算書:P14)	予算額	8,399千円(前年度9,013千円)
介護支援専門員更新研修事業(予算書:P17)	予算額	15,317千円(前年度15,987千円)
認知症高齢者介護研修事業(予算書:P39)	予算額	8,637千円(前年度9,101千円)
相談支援従事者研修事業(予算書:P41)	予算額	10,491千円(前年度8,768千円)
地域子育て支援センター職員研修事業(予算書:P39)	予算額	1,950千円(前年度1,736千円)

■事業趣旨

「地域の福祉力」や「福祉サービスの質」を向上させるため、福祉の仕事に従事している職員の資質向上と定着を図るよう、福祉職場における意図的、計画的な人材育成を推進する。

■4年度実績(評価)

1 体系的な研修の実施

- ・職員の定着につながる組織強化及び労働環境整備に係る研修をより充実させるため、業務の標準化研修を2日研修に変更して修得効果を図ったほか、新たに仕事の任せ方研修、福祉職場の働き方改革セミナーを実施した。また、福祉職場の中途採用職員等を主な対象として、福祉の仕事に関わる基礎的な知識を学ぶ機会を提供するための講座を新たに実施した。
- ・開催当日の受講が難しい場合でも学ぶことができるよう、福祉職員基礎講座などの一部の研修において動画配信も実施した。
- ・福祉職場のキャリアパス構築支援を目的に、職位階層別研修のさらなる充実を図るため、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の講師をさらに養成(3名)するとともに、チームリーダー編の研修を実施した。

2 新型コロナウイルス感染症への対応

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症が収束しないなかでも研修機会を確保するため、オンライン参加できる研修を多数設け対応した。特に感染拡大期には、オンライン併用の研修でも可能な限りオンラインでの参加を促して対応するとともに、参加型の研修においてもオンライン併用や開催を延期するなどの対応をした。

3 研修受講管理システムの運用開始

令和4年4月から、研修案内から申込、受講決定までの一連の手続をウェブサイト化し、各事業所が職員の受講履歴も確認できるシステムの運用を開始した。

令和5年1月末登録数 573(内訳:団体445施設・事業所、個人128人)

■ 5年度重点目標

1 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の導入範囲の拡大

福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の段階的に導入することとしており、第一段階として令和4年度はチームリーダー編を実施した。令和5年度は、中堅職員編、初任者編にも範囲を拡大して実施する。

また、今後の継続的な実施に向け、さらなる指導者養成にも取り組む。

2 指導者層を対象とした福祉職員の指導・育成に係る研修の充実

福祉職員の育成及び定着を図るため、職員の指導・育成の役割を担う福祉職場の指導者層を対象とした職員育成に係る研修を拡充する。

3 県内福祉研修実施団体等との情報共有と情報提供

福祉研修センターと各種別協議会、職能団体等、県内の研修実施団体と研修情報を共有するとともに、県内事業所に提供し、各事業所において体系化した職員育成ができるように支援する。

■ 5年度事業内容

1 体系的な研修の実施（別紙「研修体系図」P55参照）

拡（1）職位階層別研修

職位階層に応じて求められる役割行動等について、初任者、先輩職員、中堅職員、チームリーダー、管理職員の研修等を開催する。初任者、中堅職員、チームリーダー研修は、全社協福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程を導入して実施する。

- ①キャリアパス初任者研修 ②新任ステップアップ研修 ③先輩職員研修
- ④キャリアパス中堅職員研修 ⑤中堅職員ステップアップ研修
- ⑥キャリアパスチームリーダー研修 ⑦管理職員研修 ⑧人材育成推進セミナー

拡（2）組織強化及び労働環境整備に係る研修

職員の定着につながる組織強化及び労働環境整備に係る研修を開催する。また、福祉職場の職員育成を推進していくため、スーパービジョン理論に基づく部会指導育成研修やコーチング研修等の、福祉施設・事業所で職員の指導・育成にあたる指導者層を対象とした研修を強化充実する。

- ①メンタルヘルス研修（基礎、応用、セルフケア） ②職場研修担当者養成研修
- ③業務の標準化研修 ④タイムマネジメント研修 ⑤仕事の任せ方研修
- ⑥ICT利活用研修 ⑦SNSの活用セミナー ⑧福祉職場の働き方改革セミナー
- ⑨外国人介護人材の受入れに関するセミナー ⑩イマドキ世代の育て方研修
- ⑪スーパービジョン理論に基づく部下指導育成研修 ⑫コーチング研修

（3）コミュニケーション能力向上研修

対人援助及びチームケアの専門職として求められるコミュニケーション能力の向上を支援する研修を開催する。アンガーマネジメント研修に上級編を設け、より実践的な学びの機会を提供するほか、新たに人間関係能力スキルアップ研修を開催する。

- ①アサーティブコミュニケーション研修 ②ファシリテーション研修

- ③アンガーマネジメント研修 ④アンガーマネジメント研修（上級編）
- ⑤人間関係能力スキルアップ研修

（４）ケア研修

利用者の尊厳を守りながら、適切なケアが提供できるように、ケアの基本知識及び技術を学べるようテーマごとに開催するとともに、ケアリーダーの資質向上のための研修を開催する。

①ケアテーマ別研修

ア １日型研修（１テーマにつき３～４回）

（ア）権利擁護 （イ）医療との連携 （ウ）介護技術 （エ）アセスメント

イ 半日型研修（１テーマにつき３回）

（ア）感染症予防 （イ）リスクマネジメント （ウ）苦情の対応と理解

（エ）介護者が受けるハラスメント （オ）メンバーシップ （カ）接遇

（キ）レクリエーション （ク）視覚障害の理解と対応

（ケ）急変への気づきと対応

②ケアリーダー研修（２回）

（５）ソーシャルワーク研修

相談援助を行っている職員を対象に、相談援助の基本的理解を促進するとともに、ソーシャルワークのスキルを学ぶ研修を開催する。

- ①基礎研修（２回） ②応用研修

（６）その他研修

①福祉職員基礎講座

福祉職場の中途採用職員等を主な対象として、福祉の仕事に関わる基礎的な知識を学ぶ機会を提供するための講座を開催する。また、会場まで向かう時間を確保するのが難しい場合でも学べるよう、動画配信の視聴による受講も可能にする。

ア 介護保険サービス イ 障害福祉サービス ウ 心理の基礎知識

エ 依存の理解と対応 オ 発達障害の基礎知識 カ 服薬管理

②初めてのＺｏｏｍ研修

オンライン研修を受講するためのＺｏｏｍの使い方を学ぶ研修を開催する。

オンライン会議等でホストとなる場合の使い方を学ぶ研修も新たに追加する。

（７）介護支援専門員研修（法定）

介護支援専門員の資格取得（実務研修）、資格の更新（更新研修）、資質向上（専門研修）、資格の再取得（再研修）を段階的かつ体系的に実施する。

①介護支援専門員実務研修（試験合格者／１回／１４日＋実習）

②介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅰ（就業後６か月以降の現任者／１回／８日）

③介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅱ（就業後３年以上の現任者／３回／４日）

④介護支援専門員更新研修専門研修課程Ⅰ（専門員証更新時期の方／１回／８日）

⑤介護支援専門員更新研修専門研修課程Ⅱ（専門員証更新時期の方／３回／４日）

⑥介護支援専門員更新研修実務未経験者研修（専門員証更新時期の方／1回／9日）

⑦介護支援専門員再研修（専門員証有効期間切れの方／2回／9日～10日）

（8）認知症高齢者介護研修（法定）

認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように、認知症介護に従事する者を対象として実践的な知識と技術の習得を図る研修を通じて、認知症介護のリーダー職員や専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

①基礎研修（1回／1日）

②実践者研修（4回／5日・職場実習4週間）

③実践リーダー研修（1回／8日・職場実習4週間）

④実践リーダー研修フォローアップ研修（1回／1日）

⑤認知症対応型サービス事業管理者研修（3回／2日）

⑥認知症対応型サービス事業開設者研修（3回／1日）

⑦小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（3回／2日）

（9）子育て支援員研修

地域子育て支援センター等を対象に、基本研修及び専門的なテーマについて研修を実施し、子育て支援に関わる方の資質及び専門性の向上を図る。

①地域子育て支援拠点事業 子育て支援員専門研修（2日）

②地域子育て支援拠点事業 フォローアップ及び現任研修（2日）

③ファミリーサポートセンター事業 フォローアップ及び現任研修（1日）

④ファミリーサポートセンター事業 子育て支援員研修（1日）

⑤地域子育て支援センター施設長研修（1日）

（10）相談支援従事者研修（法定）

相談支援又は障害福祉サービス等が円滑に実施され、地域の障害者等の意向に基づく生活を支援するため、相談支援等を提供する者を育成し、相談支援等の質の向上を図る。

①相談支援従事者初任者研修（1回／7日）

②相談支援従事者現任者研修（2回／8日）

③サービス管理責任者等基礎研修（2回／5日）

④サービス管理責任者等実践研修（2回／4日）

⑤サービス管理責任者等更新研修（4回／4日）

2 研修情報の収集及び提供

福祉研修センターが実施する研修をはじめ、各種別協議会及び職能団体等が実施する研修の情報を収集し、便覧及びホームページを通じて提供する。

（1）福祉研修便覧の作成（3,000部作成）

（2）ホームページによる研修情報の提供

3 総合人材センターとの一体的な運営委員会の開催

福祉職場の現状や課題及び福祉研修センターの方向性や事業内容等について、福祉施設・事業所、市町村社協、大学等の関係者と協議を行う。（2回開催）

4 他の福祉研修実施機関との連携

本県における福祉人材の育成を進めていくため、福祉研修センター、各種別協議会及び職能団体等が実施する研修についての役割分担及び連携に係る調整を行う。

5 その他

- （1）福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（全社協作成）の指導者養成
- （2）福祉施設・事業所等からの研修に関する相談対応

2023年度 高知県福祉研修センター研修体系

初任者……指導教育を受けつつ業務を行う職員。概ね入職後3年以内の職員。
 ・新任職員…入職後間もなく、先輩及び指導職員から指導を受ける立場。概ね入職後1年未満の職員。
 ・先輩職員…事業所に後輩ができた職員。指導職員から指導を受けるが、自分も後輩に教える立場。概ね入職後2年未満の職員。
 中堅職員……事業所内で中核を担う職員。現場のリーダーとしてチームを動かす職員。概ね入職後3年以上経過した職員。
 チームリーダー……事業所内で人材育成を担う職員。職員の育成計画作成や具体的な指導を行う立場。
 管理職・人事担当職員……事業所の管理を行い、職員採用や配置に関わる立場。

分野共通					
組織性		専門性	高齢者分野	障害者分野	その他
初任者	★初任者研修（キャリアパス） 新任ステップ 先輩職員研	ケアテーマ別研修（①～⑮） ソーシャルワーク研修 基礎・応用 福祉職員基礎講座	認知症介護基礎研修 介護支援専門員実務	相談支援従事者初任者研修	
中堅職員	★中堅研修（キャリアパス） 中堅ステップアップ 組織強化・労働環境整備研修 ★職員育成推進研修	★コミュニケーション研修 ケアリーダー研修	認知症介護実践者研修 介護支援専門員更新・専門	虐待防止・権利擁護研修 サービス管理責任者等基礎研修 相談支援従事者現任研修	児童養護施設等中堅職員研修 ファミリーサポートセンター子育て支援員研修・フォローアップ研修・現任研修 子育て支援センター子育て支援員専門研修・フォローアップ研修・現任研修 納税事務研修・労務管理研修 社会福祉会計簿記講座
チームリーダー職員	チームリーダー研修（キャリアパス）		認知症介護実践リーダー研修 リーダー研修フォローアップ 小規模計画作成担当 管理者研修 開設者研修	サービス管理責任者等実践研修 サービス管理責任者等更新研修	子育て支援センター施設長研 社会福祉法人法令遵守研修 社会福祉法人決算実務研修
管理職・人事担当職員	管理職員研修				

★ 本年度に新設や拡充した研修です

いきいきライフ推進課

県民介護講座事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P73)

予算額 101,936千円 (前年度 94,966千円)

(県民介護講座事業)

予算額 1,565千円 (前年度 1,416千円))

■事業趣旨

広く県民に高齢期や障害等についての知識や理解を深めるための学びの場を提供し、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進する。

■4年度事業実績(評価)

1 県民いきいき講座の開催

(1) 体験入門講座(随時)

ふくし交流プラザにおいて、福祉用具コーナー等の見学、高齢者疑似体験(うらしま太郎)や車椅子体験を受け付けて感染対策に留意しながら実施した。

(2) 家庭介護基礎講座

家庭介護の基本知識と技術を習得する講座を高知市(ふくし交流プラザ)で2回開催したほか、地域(中土佐町、仁淀川町、室戸市)にも展開した。

(3) 高齢期知っとく講座

高齢期をより良く暮らすために必要な知識を習得する講座を高知市(ふくし交流プラザ)で開催し、地域(四万十市、土佐清水市、中土佐町、梶原町、津野町、三原村)にも展開した。

(4) 高齢者疑似体験インストラクタースキルアップ研修(隔年1回)

高齢者疑似体験のインストラクターを対象に、スキルアップを目的とした研修をふくし交流プラザで開催した。

(5) 認知症疑似体験

中核症状である視空間失認やレビー小体型認知症の幻視などをバーチャルリアリティ(VR)視聴による疑似体験を実施し、学生や認知症家族、介護職員や地域包括支援センター職員などの参加があった。

2 その他の介護普及・啓発

地域・施設等からの求めに応じて、高齢者疑似体験(うらしま太郎)セットの貸出しを行った。

■5年度重点目標

地域で開催する講座は、その主体となる市町村関係団体(市町村社協、地域包括支援センター等)の介護予防活動等の充実につながるよう、実施前から連携して企画・運営する。

令和5年度は「高齢期知っとく講座」については、地域開催エリアを中央西地区(予定)とし、5か年計画(令和3年度～令和7年度)で県内全域での開催となるよう実施し、地域連携を推進する。

また、地域での講座・体験学習が充実するよう、令和4年度に引き続き高齢者疑似体験インストラクター養成講座を開催し、インストラクターを養成する。

■ 5 年度事業内容

1 県民いきいき講座の開催

(1) 体験入門講座（随時）

高齢者疑似体験、車椅子体験、福祉用具見学、VR 認知症体験

(2) 家庭介護基礎講座（5 回）

家庭介護の基礎知識と技術を習得する講座を高知市（2 回）及び市外地域（3 回）で開催する。

(3) 高齢期知っとく講座（20 回）

高齢期をより良く暮らすために必要な知識を習得する講座を高知市及び市外地域で開催する。

(4) 高齢者疑似体験インストラクター養成講座（1 回／2 日）

高齢者疑似体験インストラクター養成講座を開催し、地域で主体的に福祉教育を推進できるよう養成する。

(5) VR 認知症（随時）

中核症状である視空間失認やレビー小体型認知症の幻視などをバーチャルリアリティー（VR）視聴による疑似体験を実施する。

福祉用具展示事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業（予算書：P73）

予算額 101,936 千円（前年度 94,966 千円）

（福祉用具展示事業）

予算額 13,510 千円（前年度 13,579 千円）

■ 事業趣旨

高齢者や障害者の生活の幅を広げる福祉用具の活用を促進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進する。

■ 4 年度事業実績（評価）

福祉用具展示コーナーに相談員を常設し、介護や機器に関する相談・試用貸出のニーズに対応した。また、専門職による「専門相談日」を設け、より幅広く専門的な相談にも対応した。

■ 5 年度重点目標

介護における事故防止と身体的負担を軽減するための「ノーリフティングケア」に関連する機器や ICT 関連機器の展示など、時流に即した福祉用具の展示・案内を行う。

■ 5 年度事業内容

1 福祉機器等の相談実施

一般相談（年末年始・祝日・第 2 日曜日を除く毎日）

専門相談（月 2 回）

2 福祉用具の試用貸出し

福祉用具展示コーナーの福祉用具を実際の生活の場で試用し、適切な用具選びに資するため、無料の試用貸出しを行う。(2週間程度)

3 その他の介護普及・啓発

- (1) 高齢者疑似体験セットの貸出し
- (2) 学習DVDの貸出し

ふくし機器展事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P73)

予算額 101,936千円 (前年度 94,966千円)

(ふくし機器展事業)

予算額 1,185千円 (前年度 1,209千円))

■事業趣旨

福祉機器の必要性や福祉のイメージアップを図るため、福祉機器の総合的な展示会を開催する。

■4年度事業実績(評価)

高知ちばさんセンターにて11月18日～19日の2日間開催した。来場者数は748名、そのうち高知ふくし機器展には730名の来場があった。

また、2つのセミナーと、68社の出展企業、約800点の出展商品を展示した。

■5年度重点目標

「高知ふくし機器展」として他事業との相乗効果を発揮するため、ふくし機器展の対象に加え、福祉に関心のある人、さらに広く県民に対し、福祉機器の必要性や福祉のイメージアップを図る。

■5年度事業内容

1 高知ふくし機器展

高知県立ふくし交流プラザを使用し、福祉機器の総合的な展示会を開催する。

(11月の2日間で開催予定)

関係機関と内容の調整を行いながら、情報共有を積極的に進め、より県民のニーズに合った、参加しやすい福祉の総合的なイベントとして推進する。

地域・いきがい推進支援事業

地域・いきがい推進支援事業(予算書:P14)

予算額 4,518千円 (前年度 4,399千円)

■事業趣旨

シニア世代の生きがい・健康づくりを推進している団体を支援するとともに、全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会に加盟し、全国との連携を図る。

■ 4 年度事業実績（評価）

1 高齢者生きがい・健康づくり支援事業

市町村社協や老人クラブなど幅広く周知し、8市9町村の71団体の小地域単位の活動を助成支援した。

なお、71団体のうち21団体が初申請であり、推薦団体においても地域住民の主体的な活動の掘り起こしにつなげている。

2 全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会業務

全国の推進機構との連携を図り、幅広い情報を収集した。

3 介護予防普及啓発事業

「介護予防」をテーマにシニア層への普及や市町村社協の新たな事業展開のきっかけづくりとして「脳トレゲーム講座」を開催した。また、年齢や性別、障害の有無を問わず同じフィールドで楽しめるユニバーサルスポーツである「ドローンサッカー体験講座」を開催した。

■ 5 年度重点目標

令和4年度に引き続き、シニア世代の社会参加の活性化を図る事業に対して助成を行い、これまで申請のない市町村の団体発掘に努める。

■ 5 年度事業内容

1 高齢者生きがい・健康づくり支援事業

シニア世代の社会参加の活性化を図る事業及び地域での孤立防止や生活困窮者支援等の公益性を図る事業を対象に、助成金を交付する。

対象事業及び団体：①シニア世代の社会参加や活動の活性化を図る事業を実施する団体
②地域での孤立防止等に取り組む公益性の高い活動を実施する団体

助成額：1団体上限50,000円

2 全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会への参加

全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会の総会及び中国・四国ブロック会議の参加を通じて、全国の推進機構との情報交換や連携を図る。

3 介護予防啓発事業

自宅で過ごす時間が多くなりがちなコロナ禍において、運動不足の解消など健康づくりへの関心が強くなっている。外出機会の提供も含めたイベントとして「介護予防」をテーマとした各種教室やeスポーツ教室を開催する。

生きがい健康づくり推進事業

生きがい健康づくり推進事業(予算書:P29)

予算額 43,723千円 (前年度 47,298千円)

■事業趣旨

高齢になっても自らの望む地域でいきいきと暮らし続けるためには、自身の健康づくり、介護予防が重要であり、地域住民の主体的な取組が一層求められている。

平均寿命、健康寿命の伸長で示されるとおり、現在の高齢者は健康度や活動度から、かつての高齢者像が当てはまらなくなっており、新たなシニア世代が、これまで培ってきた知識や能力を生かし、幅広く地域活動、社会活動に参画できるとともに、生きがいを持って健康に暮らせる取組を推進する。

■4年度事業実績(評価)

1 シニアスポーツ交流大会

- (1) こうちシニアスポーツ交流大会 2022 を、新型コロナウイルス感染対策を行い開催し、19 競技に 859 名が参加した。
- (2) 3 年ぶりに開催されたねりんピックかながわ 2022 大会に 23 種目 135 人の選手が参加した。

2 高知県オールドパワー文化展

社会福祉施設等からの出展が増加傾向にあり、令和4年度にも400余点の作品が出展された。今後は、効果的な広報活動により出展数や来場者のさらなる確保に取り組むとともに、感染予防対策を行い安心、安全な開催に取り組む。

3 生きがい活動マッチング支援事業

9回目となる高知の輝くシニア大賞は、例年どおり、プロモーション企画のシニア川柳募集とともに実施し、表彰や本会が運営するホームページ「高知いきがいネット」を通して生きがい活動に取り組むシニアを広く周知し、啓発に努めた。シニア大賞は11名を表彰、シニア川柳は102名から285句の応募があり18作品が入選した。

4 情報拠点機能の整備

シニア世代を対象に生きがい・健康づくりの情報を提供するインターネット媒体「高知いきがいネット」は、高齢者生きがい・健康づくり助成金交付団体へ取材をし「WEB版タマテバコ」の発行、県民いきいき講座の紹介等、様々な事業の発信をした。

また、セカンドライフ応援誌『タマテバコ』を本会の総合的な広報誌である『プラットふくしこうち』に再編し、新たに「WEB版タマテバコ」により「いきがい情報」の発信を開始した。

■5年度重点目標

1 生きがい活動の振興

シニアの生きがい活動を広く推進するため、シニアスポーツ交流大会やスポーツ体験教室、オールドパワー文化展を継続して開催する。

また、シニアライフの充実を支援するため、本会広報誌や高知いきがいネット等を活用し、情報提供を強化する。

2 活動顕彰

いきいきと活動するシニアや団体を顕彰することで、シニア一人ひとりの生きがい・健康づくりに資する。

■5年度事業内容

1 シニアスポーツを通じた生きがい活動の振興

(1) こうちシニアスポーツ交流大会 2023 の開催

シニア世代に適したスポーツ競技等を通じ、交流の輪を広げ、積極的な健康と生きがいづくりを推進するため、次の予定で開催する。(開催日及び場所は、種目ごとに異なる。)

種目数：卓球、テニス、マラソン、ゲートボール、剣道、将棋など 20 種目

開催日：4月～5月

開催場所：県立春野総合運動公園、県立武道館、県立ふくし交流プラザ ほか

(2) ねんりんピックへの選手派遣

10月28日～31日に愛媛県で開催される予定の“ねんりんピック愛媛のえひめ2023”に選手団を派遣する。

(3) シニアスポーツ体験教室の開催

シニアスポーツの普及と活動人口増を図るため、競技団体等と連携しシニア世代が取り組みやすいスポーツの体験教室を開催する。

2 第52回高知県オールドパワー文化展の開催

開催日：令和6年3月14日～19日の6日間

開催場所：県立美術館

部門：洋画、日本画、書道、写真、工芸、彫刻（6部門）

3 情報拠点の整備

・ホームページや関係機関・団体を通じた情報収集、発信

「高知いきがいネット」の運営を通じて、未登録地域を中心とした活動団体の情報を収集し、県民の仲間づくりや活動の場に関する情報発信を充実する。

・WEB版タマテバコの発信（2回）

高齢者の生きがい・健康づくりに関する情報発信に合わせ、高齢者生きがい・健康づくり支援事業における助成金交付団体やシニア大賞受賞者への取材を積極的に行い、地域共生社会づくりに向け、福祉に関する幅広い情報や取組を県民に周知していく。

4 生きがい・健康づくり推進協議会の開催

幅広い有識者を交え、生きがいや健康づくり事業の推進に関する協議を行う。

5 活動顕彰事業

「第10回高知の輝くシニア大賞」を開催し、スポーツ、文化、地域活動分野等で活躍するシニアの表彰とその活動を広く紹介することで、生きがい・健康づくりを啓発する。

プラザ自主提案事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P73)

予算額 101,936千円 (前年度 94,966千円)

(プラザ自主提案事業)

予算額 1,656千円 (前年度 1,322千円))

■事業趣旨

高齢者が創作・生産した手工芸品や地域特産品などを広く県民に紹介し、販売することにより、創作活動を振興し、生きがいを推進するため、高知県シルバー創作団体協議会と共催してシルバー手づくり展を開催する。

また、障害のある子どもと家族の可能性を広げるため、関係機関が連携して相談支援を行うとともに、福祉用具の展示紹介等を行う。

■4年度事業実績(評価)

1 シルバー手づくり展

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、年3回の開催をすべて中止した。

2 キッズ☆バリアフリーフェスティバル

新型コロナウイルス感染拡大を受け、WEBと対面の方法で6月25日・26日の2日間開催した。

医療・福祉・教育・行政機関等に広く実行委員として参画いただき、福祉機器メーカー(62社)の商品紹介、WEB配信の受講方式による5つのセミナー(受講者数172名)、総合相談(参加者8名)を行った。ホームページのアクセスユーザー数は80名であった。

■5年度重点目標

1 シルバー手づくり展

高知県シルバー創作団体協議会と共催し、高齢者の創作活動を振興し、生きがいを推進する。

2 キッズ☆バリアフリーフェスティバル

幅広い関係者の参画を得て、障害種別を超えて幅広く子どもや家族に情報提供できるよう企画を実施し、障害のある子どもに関する相談に応じるとともに、関係者・団体のつながりを強化する。会場、WEB開催に関わらず、セミナーのオンライン受講を併用するとともに、見逃し配信を行う。

■5年度事業内容

1 シルバー手づくり展の開催

シルバー手づくり展を年3回(6月、10月、2月)開催する。なお、令和3年度、4年度ともに新型コロナウイルス感染状況の影響によりシルバー手づくり展を中止していることを踏まえ、屋外開催を検討する。

2 キッズ☆バリアフリーフェスティバルの開催

キッズ☆バリアフリーフェスティバルの開催を会場、WEB開催の2方式で検討し、感染対応により適した方式で開催する。

(7月1日(土)～2日(日):2日間予定)

ふくし交流プラザ管理運営事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P73)

予算額 101,936千円(前年度 94,966千円)

(ふくし交流プラザ管理運営事業

予算額 83,964千円(前年度 77,370千円))

(ふれあいショップ運営事業

予算額 56千円(前年度 70千円))

■事業趣旨

高知県立ふくし交流プラザを適切に管理し、貸室等の業務を運営するとともに、本会の持つ機能やネットワークを生かし、情報発信、交流、体験、連携、相談、研修、調査・研究に総合的に取り組む拠点として整備する。

【指定管理期間：令和3年4月～令和8年3月】

■4年度事業実績(評価)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、高知県の指示のもと、貸室利用者にもソーシャルディスタンス、換気の入替え等を遵守して利用してもらうとともに、自動検温器の活用、施設内の清掃時の除菌を徹底し貸室を行った。また、施設開設から20年以上経過し、建物・設備が老朽化しており、必要に応じた修繕や機器の更新を行った。

■5年度重点目標

指定管理期間の3年目を迎え、これまでの経験と実績を生かし、引き続き福祉の総合拠点としての機能の充実と環境整備に努める。

- 1 建物・設備の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新等
- 2 県民が安心、安全に利用しやすい環境整備や空間づくり

■5年度事業内容

管理業務内容

- 1 建物、設備等の管理
- 2 許可施設(多目的ホール、研修室等)の貸室管理

こうち若者サポートステーション

なんこく若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業

地域若者サポートステーション事業(予算書: P37)

予算額 41,166千円 (前年度 40,710千円)

こうち若者サポートステーション管理運営事業

こうち若者サポートステーション管理運営事業(予算書: P37)

予算額 50,399千円 (前年度 50,758千円)

■事業趣旨

複合的な課題を抱える若者や就職氷河期世代の社会的自立に向けて、社会人としての基礎的能力や就職活動に必要な基礎的な知識・ノウハウの習得。また、実際の就労の体験機会を提供するとともに、医療・保健・福祉・教育をはじめとする関係機関と連携協働のもと、修学・就労を支援する。就労後においては、フォローアップを通じて職場への定着やステップアップに向けた支援を行う。

■4年度事業実績(評価)

コロナ禍の影響による活動や成果の縮小傾向も、コロナ禍への対応緩和により実績は概ね回復傾向にある。

地域若者サポートステーション事業(国事業)では、令和4年12月末現在の就職等件数が110人(目標108人 達成率101.9%)と既に目標値を上回る実績であるが、新規登録者は83人(目標180人 達成率46.1%)と厳しい状況である。

こうち若者サポートステーション管理運営事業(県事業)では、12月末現在の進路決定者が141人(目標191人 達成率73.8%)であるが、新規登録者は162人(目標260人 達成率62.3%)とやや伸び悩んでいる。40歳代(就職氷河期世代)支援では、広報活動にも努めているが、新規登録者13人(目標26人 達成率50.0%)と少ない状況にあるものの、進路決定者は16名(目標11人 達成率145.5%)と目標を上回り、サポステならではの伴走支援により就労につながった例もある。

学校連携では学校との信頼関係やサポステの認知度が高まり、学校の事前相談から中退者などの切れ目のない支援に繋がるケースや、出張セミナー開催の依頼などが増えてきた。

また、厚生労働省による「若者サポートステーション利用者に対する利用者満足度調査」においては、大多数の調査対象者から「満足である」との回答が得られた。

■5年度重点目標

- 1 学校等への広報活動、アウトリーチの推進と若者に対する支援の充実
- 2 40歳代(就職氷河期世代)への広報活動、支援の充実、及び地域連携の強化
- 3 オンライン相談支援の充実

■5年度事業内容

1 相談支援

- (1) 個別面談: 若者や保護者、就職氷河期世代の個別相談を実施する。
- (2) 専門相談

臨床心理士やキャリアコンサルタントの専門的見地からアセスメントや個別相談を実施する。

(3) 相談会

ハローワーク及びオーテピア高知図書館を会場として定期的に出張相談会を開催し、広く本人及び保護者などの相談を受け、継続支援に繋げる。また、関係機関との連携により必要に応じて中山間地域での出張相談会や来所が困難な方に対する個別出張相談を実施する。

(4) セミナー

担当者と利用者で目標を設定し、利用者に必要なスキルの習得を目指す。

利用者自身の興味関心や職業適性などを考えるキャリアアップセミナーのほか、ビジネスセミナーやコミュニケーションセミナーを開催し、就労に向けた具体的なトレーニングを行う。

2 就労支援（国・県事業）

共通指標によるアセスメントに基づき支援プランを作成し、個別性に配慮しながらも、一定標準化された支援を行い、支援の均質化と進捗管理を徹底するなど、支援の質を高めて行く。

職場開拓員による協力事業所や就労先の開拓を継続し、若者サポートステーションに対する認識を高め利用者の選択肢拡大につなげる。また、総合人材センターをはじめ関係機関との連携により福祉就労の充実を図る。

3 就職氷河期世代支援（国・県事業）

若年者への就労支援と同様の取組ではあるが、40歳代のこれまでの無業状態や不安定な就労状態に至る要因が複雑かつ様々であるため、利用者の把握や支援に関しては関連機関との連携を一層図って行く必要があり、関係機関へのアウトリーチや40歳代無業者への周知・広報を進める。

4 修学支援（県事業）

将来的な職業選択の幅を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格や高校進学を支援する。

(1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

現在生活困窮世帯である若者および未修学・未就労で、将来的に生活困窮に陥る可能性がある若者に対し、学習・進学を支援する。また、はばたけネットにより若者サポートステーションに繋がった中卒時進路未定・高等学校中退の若者に対し、学習支援を行う。

(2) 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高等学校中退等を経験した利用者を対象に、学習相談・学習支援を行う。

5 定着・ステップアッププログラム（国事業）

若者サポートステーションの支援を受けて就職した者に、就労後の定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した自立に向けキャリアアップできるよう、ステップアップ支援を実施する。

6 職場体験プログラム（国事業）及びジョブ体験（県事業）

利用者の個々のニーズに即した職場体験プログラムを実施することで、職業観や勤労意識を身に付け、ミスマッチを起こさない就労に向けた取組を行う。

また、40歳代限定の支援としてインセンティブ付きの職場体験事業であるジョブ体験を実施し、就労経験の少ない利用者の就労意識向上を目指し体験活動への誘導を促進する。

7 オンライン相談

令和3年度はコロナ禍への対応をきっかけに、オンライン相談の実施が拡大した。令和4年度はコロナ禍対応緩和により回数は減じたが、セミナーや学習支援など活用の幅が広がった。

今後は、関係機関との連携のもと中山間地域や通所が困難な方への支援にも活用が期待できる。

障害者スポーツセンター

障害者スポーツセンター管理運営事業

指定管理事業

障害者スポーツセンター指定管理事業(予算書:P73)

予算額 68,313千円 (前年度 67,791千円)

(障害者スポーツセンター管理運営事業)

予算額 59,426千円 (前年度 59,499千円))

■事業趣旨

障害者スポーツを通じ、障害当事者の健康づくりや、仲間づくり、社会参加を進めることによりQOLの向上を図るとともに、広く県民に障害及び障害者スポーツへの理解を促進し、ノーマライゼーションの理念の浸透を進める。

また、総合型地域スポーツクラブの支援を通じた地域の拠点づくりやまちづくりなど、障害者スポーツを通じて地域福祉を推進する。

【指定管理期間：令和3年4月～令和8年3月】

■4年度事業実績（評価）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、年間の利用者統計は減少しているが、東京パラリンピックや県内出身のパラリンピアン活躍の好影響から、障害者スポーツの認知度は上がっている。日本パラスポーツ協会による障害者のスポーツ環境構築支援事業も受託し、ハンドサイクル、フレームランナー、ドローンサッカーといった高額備品の拡充を行い、スポーツ環境の整備に努めた。

■5年度重点目標

障害者スポーツセンター設置後20年以上が経過しており、老朽化に伴う建築物等の修繕や備品等の計画的な入れ替えを行う必要がある。

新規指定管理期間の3年目を迎え、これまでの経験と実績を生かし、引き続き障害者スポーツの拠点としての機能の充実と環境整備に努める。

特に令和4年度に整備したハンドサイクル、フレームランナーについて広報誌への掲載、ホームページでの周知などを行い、県域での貸出対応など積極的な活用に努めていく。

- 1 建物・設備の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新等を実施する。
- 2 県民が利用しやすい環境整備や空間づくりに取り組む。

■5年度事業内容

1 管理業務内容

- (1) 建物、設備等の管理
- (2) 許可施設の貸室管理

体育館、テニスコート、アーチェリー場、屋外プール、グラウンド、プレイルーム、卓球室、盲人卓球室、研修室

2 その他

- (1) ホームページのリニューアル

障害者スポーツ教室・大会等開催事業

指定管理事業

障害者スポーツセンター指定管理事業(予算書:P73)

予算額 68,313千円 (前年度 67,791千円)

(スポーツ教室・大会等開催事業)

予算額 8,887千円 (前年度 8,292千円)

■事業趣旨

障害者スポーツの普及を通じ、広く県民に障害及び障害者スポーツへの理解を促進するとともに、障害のある方々の健康づくりや仲間づくり、社会参加をすすめることによりQOLの向上を図る。

■4年度事業実績(評価)

高知県障害者スポーツ大会は開催日や会場の分離など新型コロナウイルス対策を講じながらの開催となったが、ほぼ全競技で開催でき、障害者の県域での活動の場の確保に努めた。

また、他のスポーツ教室・大会等についても、万全の感染対策のもと可能な範囲で実施した。

■5年度重点目標

各方面と協議しながらコロナ前の活動環境に回復させる。

また、県の進めるスポーツハブ事業と障害者スポーツコーディネーターの連携を図り、地域で障害者がスポーツに親しめる環境づくりを推進していく。

■5年度事業内容

1 障害者が参加しやすい環境づくり

- (1) 第25回高知県障害者スポーツ大会〔令和5年5月28日ほか〕

表彰式の実施など可能な範囲でコロナ前の状況に戻すとともに、コロナ禍での効率的な競技運営のメリットについても各団体と調整しながらより良い方向を探っていく。

- (2) 障害者スポーツ体験教室

スポーツ活動が低迷している地域や施設を中心に出前教室を開催し、スポーツ活動の機会を提供する。

- (3) 脳血管障害者教室(通年・月2回)

- (4) 知的障害者教室(通年・月2回)

- (5) 視覚障害者教室(通年・月1回)

- (6) 障害者施設別スポーツ指導

将来的に各施設職員が施設内でスポーツ指導ができる体制を図っていく。

(通年・各施設 週1回～2回程度)

- (7) 初心者入門教室(随時開催)

①水泳 ②ダンス ③フットサル ④けん玉 ⑤ウォーキング ⑥ボウリング

- 〔拡〕(8) バレーワンポイントスキルアップ教室(10回)

- 〔拡〕(9) アウトドア教室

①ヨット(4回) ②カヌー(5回)

- (10) 障害者スポーツコーディネーター活動支援事業

県東部・西部にコーディネーターを配置し、スポーツ活動の推進を図る。

(11) スポーツハブ等連携事業

スポーツハブの取り組みを支援することにより、障害者のスポーツ参加を促進する。

2 スポーツ情報を活用した事業の実施

- (1) リモートを活用した会議
- (2) 支援学校卒業生情報登録事業
- (3) 広報誌「センターだより」の発行（4回）

3 日頃の活動の成果を発表し、競技力向上に向けた事業の実施

- (1) 卓球大会（1回）
- (2) バドミントン大会（1回）
- (3) 精神障害者スポーツ大会（1回）
- (4) 幡多地区陸上競技大会（1回）
- (5) NF（国内統括競技団体）登録コーディネート事業

4 地域の方々との交流を目的とした事業の実施

- (1) 秋祭り（1回）
高知チャレンジドクラブと共催し、センターの周知と地域住民との交流を目的に開催する。
- (2) 障害者スポーツセンター駅伝競走大会（1回）
- (3) 市町村社協啓発連携事業

5 その他

- (1) 救命講習会（1回）
- (2) 医事相談（2回）
- (3) 障害者スポーツセンター運営委員会
- (4) 高知チャレンジドクラブ事業への協力（教室、大会、イベント等の運営補助）
- (5) 高知県障がい者スポーツ指導者協議会事務局運営の受託

障害者スポーツ推進事業

障害者スポーツ推進事業(予算書:P37)

予算額 32,896千円（前年度 34,640千円）

■事業趣旨

全国障害者スポーツ大会への参加を通じて県内外のさまざまな人々と交流し、豊かな人間形成を促進するとともに、広く県民に障害及び障害者スポーツへの理解を促進する。

■4年度事業実績（評価）

第22回全国障害者スポーツ大会への高知県選手団派遣（4年10月29日～31日/栃木県）

選手：34名 役員：25名

競技成績：個人競技 金メダル9（うち大会新記録1） 銀メダル6 銅メダル5

■ 5 年度重点目標

大会への参加メンバーを固定化することなく、より多くの障害者が全国大会を経験し、その経験を県内の障害者スポーツ振興に還元できるよう取り組む。

■ 5 年度事業内容

- 1 特別全国障害者スポーツ大会派遣事業の実施〔令和5年10月28日～30日／鹿児島県〕
選手選考、強化練習、選手団派遣等
- 2 フットソフトボール（知的）、車いすバスケットボール（肢体）ブロック予選会の実施
- 3 障害者スポーツ等に係る競技力強化事業の実施

障がい者スポーツ指導員養成研修事業

障がい者スポーツ指導員養成研修事業（予算書:P43）

予算額 1,550千円（前年度 1,835千円）

■ 事業趣旨

障害者スポーツの指導員を養成し、県内指導人材の充実を図る。

■ 4 年度事業実績（評価）

県域で障がい者スポーツ指導員を配置するために、2か所（県中央部、嶺北）で公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催し、25名（予定2/4現在）の指導員を養成できた。

また、上級障がい者スポーツ指導員養成講習会（日本パラスポーツ協会主催）に中級指導員1名を派遣した。

■ 5 年度事業内容

1 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催

養成人員 20名

講習時間 21時間以上 4日間

2 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会への派遣

派遣人員 1名

派遣場所 東京都

障害者スポーツ普及啓発事業

障害者スポーツ普及啓発事業（予算書:P14）

予算額 2,257千円（前年度 1,505千円）

■ 事業趣旨

広く県民が障害及び障害者スポーツへの理解を深めるとともに、障害の有無に関わらず身近な地域でスポーツ活動ができる環境醸成とノーマライゼーション理念の浸透、当事者を含む人材育成を図る。

■ 4 年度事業実績（評価）

南国市の中学校、土佐町の小学校の2校と障害のある方が年間で関わり、障害者スポーツを通じた福祉教育に取り組み、障害の理解啓発につながった。

■ 5 年度重点目標

障害者スポーツコーディネーターと県の推進するスポーツハブ事業との連携強化のため、連絡会議を設置し地域でのスポーツ振興を図るとともに、ゴールボール（視覚）やフットソフトボール（知的）といった団体競技の自主活動団体の立ち上げ支援に取り組む。

■ 5 年度事業内容

1 各種教室・大会の開催

- （1）障害者スポーツコーディネーター、スポーツハブ連携事業（10回）
- （2）アウトドア交流事業の開催

2 種まく大人たち勉強会

障害当事者が講師となる研修やスポーツ体験教室等の福祉教育プログラムを企画・実施する。
また、年間を通じて児童・生徒と交流するプログラム提供を通じ、地域福祉及び福祉教育を推進する。

3 障害者スポーツを通じた福祉教育の推進

- （1）障害者スポーツ体験教室（随時開催）
福祉教育の一環として学校現場からのニーズが高い障害者スポーツの体験教室に障害当事者が講師として出向き、子どもたちとの交流活動を実施する。

4 その他の普及啓発事業

- （1）障害者スポーツ指導員養成参加助成事業
- （2）e スポーツ大会視察
- （3）プロスポーツ観戦ツアー

新（4）自主活動団体立上げ支援事業

ゴールボール（視覚）
フットソフトボール（知的）

拡（5）他団体協働促進事業

他団体が主として実施する大会・イベント等において協働することにより、障害者スポーツの普及啓発及び障害者スポーツセンターの周知につなげる。

また、サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金を活用し、県内のパラアスリートの競技力向上を図る。

太陽号等運行事業

太陽号等運行事業(予算書:P14)

予算額 1,056千円 (前年度 1,299千円)

■事業趣旨

車イスで乗れるバス「太陽号」を運行することより、障害のある方々や高齢者が安全で気軽に社会参加できるよう支援する。

運営適正化委員会事務局

運営適正化委員会事業

運営適正化委員会事業(予算書:P29)

予算額 8,778 千円 (前年度 8,777 千円)

■事業趣旨

「運営監視部会」、「苦情解決部会」の2つの部会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。

「運営監視部会」では、日常生活自立支援事業の実施状況について県社協から定期的に報告を受けるとともに、現地調査を実施するなど、事業の適正な運営に資する。

「苦情解決部会」では、委員会に申し出のあった苦情や相談の適切な解決を図るとともに、施設・事業所に対して巡回訪問や苦情解決セミナー、第三者委員研修を実施するなど、施設・事業所における適切な苦情対応の取組を推進する。

■4年度事業実績(評価)

施設・事業所等を対象とした「福祉サービス苦情解決セミナー」の開催をはじめ、施設等の巡回訪問、第三者委員のブロック別研修等を実施し、苦情の本質の理解や申し出に対する適切な対応と解決が図られるよう啓発に努めた。

日常生活自立支援事業においては、8市町村社協への現地調査を実施し、適正な運営の確認や課題の把握に努め、指導・助言を行った。

高知県福祉関係各課及び国民健康保険団体連合会との連絡会を開催し、相互の事業理解や苦情解決における連携を深めた。

■5年度重点目標

- 1 苦情解決セミナーや第三者委員ブロック別研修会の開催などを通じて、利用者等からの苦情の受付とその解決が利用者本位に提供されるよう啓発に努める。
- 2 苦情解決の広報ポスターを各施設・事業所へ配布し、事業活動の更なる啓発に努める。
- 3 日常生活自立支援事業が県市町村社協で適切に実施されるよう、県社協からの定期的な事業報告を受けるとともに、市町村社協への調査を行う。

また、令和4年度の調査により指摘した事項について、市町村社協から改善状況等の報告を受ける。

■5年度事業内容

1 苦情解決機能充実のための取組や適切な苦情解決の推進

- (1) 福祉サービス苦情解決セミナーの開催(年1回)

講演のほか、施設・事業所の苦情受付や解決体制についての身近な事例発表を通じて理解を深める。

- (2) 第三者委員活動の活性化と組織化のための研修会の開催（2回）
- (3) 施設・事業所へのアンケート調査及び巡回訪問の実施（6か所程度）
- (4) 関係機関との連絡会議の開催（1回）

2 利用者等への苦情解決事業の広報

- (1) 行政及び市町村社協の広報誌で周知する。
- (2) 研修、イベント等でポスターを配布する。
- (3) 民生委員・児童委員の定例会等へ出席し、事業活動を説明し、啓発を行う。

3 日常生活自立支援事業の適正な運営の確保

- (1) 市町村社協及び県社協における事業実施状況の把握と助言等指導（4回）
- (2) 現地調査の実施（8か所程度）